

令和6年第2回古殿町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和6年6月19日(水) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	根 本 重 一 君	2番	根 本 太郎兵衛 君
3番	鈴 木 隆 君	4番	野 崎 喜 彦 君
5番	佐 川 勇 司 君	6番	佐 藤 一 夫 君
7番	岡 部 淳 一 君	8番	木 戸 久 康 君
9番	松 崎 法 通 君	10番	緑 川 栄 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 光 徳 君	副 町 長	奥 豊 君
総 務 課 長	鈴 木 一 彦 君	産業振興課長	佐 川 文 夫 君
地域整備課長	矢 内 伸 一 君	住民税務課長	水 野 博 枝 君
会 計 管 理 者	水 野 博 枝 君	健康福祉課長	生 田 目 太 郎 君
健 康 管 理 センター所長	矢 吹 昭 雄 君	こども園長	吉 田 和 夫 君
教 育 長	渡 邊 宏 文 君	教 育 次 長	佐 藤 奥 枝 君
公 民 館 長	佐 川 富 克 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	野 崎 貴 弘	書 記	水 野 梢
---------	---------	-----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（緑川栄一君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（緑川栄一君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 鈴 木 隆 君

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

〔3番 鈴木 隆君登壇〕

○3番（鈴木 隆君） 皆さん、おはようございます。

冒頭、質問前に町長に対して一言の挨拶並びに御礼の言葉を申し述べさせていただきたいと存じます。

さきの3月定例議会一般質問において、防災無線放送、1月1日から取りやめておりました朝の時報、メロディーについての質問をさせていただきました。執行部の皆様のご配慮により、連休明けの5月7日より再開の運びとなりましたこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。多くの町民より、私のところに喜びの声が届いており、今後においても町民に寄り添う施策運営に努めていただきたいと思う次第であります。我々議員には、提案・提言はできても、執行権はないわけであります。どうぞ、住んでよかった古殿町、町民の皆様にもそう思っていただくためにも、さらなるご精進に努めていただき、最善なるご判断を重ねてお願いする次第であります。

また、本日においても、町民の代弁者として、町民の声を質問させていただきたいと考えております。

それでは、通告どおりに一般質問をさせていただきたいと存じます。

第1問、入札妨害対策対応について。

先般、本年4月30日に、隣接自治体の町長が逮捕されるという衝撃的な報道があり、近隣自治体のみならず、県下一円で大きな話題となっています。同町では、以前にも収賄容疑で町長が逮捕されたこともあり、度重なる不祥事に町民も大変困惑している情勢であると聞き及んでおります。

そもそも、公共入札は極めて合法的にかつ公正に、競争原理の下、限られた公費を活用して、地域住民のため行うことであるのは当然であります。隣接自治体の事象を対岸の火事と見ることなく、我が町の体制を確認したく、次の点について伺います。

1点目、隣接自治体のような事象が我が町にもあったことはあるか。

2点目、入札妨害とは、今回の事象のほかにどのようなものが該当すると考えられるか。

3点目、予定価格漏えい対策としてどのようなことを行っているか。

4点目、入札参加資格要件はどのように決められているか。

5点目、本年度の主要事業である町営住宅前木団地建築工事が一括発注の内容で公告されたが、これに至る発注形態を選択した理由は。

第2問、町内山頂、山麓エリア観光スポットの現状と課題について。

来町者を増やし、交流人口、関係人口拡大に期する目的で編集された古殿町ハイキングマップは、町外から来られた方々へ、町全体の見どころを分かりやすく紹介しているリーフレットであると理解しているところがあります。

また、我が町をPRする観点からも、ハイキングマップ裏面の古殿町ガイドマップ内容を含めて、恒久的に維持していくことが、町の価値を高めるものと考えことから、次の点について伺います。

1点目、町が観光協会等、維持管理等を委託している団体は幾つあるか。

2点目、その団体ごとの維持及び活動内容を詳細に把握しているか。

3点目、活動内容に対しての助成費用は見合うものと考えるか。

4点目、少子高齢化の影響もあり、継続が危ぶまれる団体もあると聞かれる。その対応は。

5点目、今後の町内観光資源の活用と維持管理計画は。

以上、お伺いいたします。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 3番、鈴木隆議員の第1問、入札妨害対策対応についてのご質問にお答えいたします。

第1点目、隣接自治体のような事象が我が町にもあったことはあるか、についてであります。ありません。

第2点目、入札妨害とは、今回の事象のほかにどのようなものが該当すると考えられるか、についてであります。入札妨害とは、国や地方自治体が発注する工事の競争入札において、偽計または威力を使って入札価格の適正な形成を妨害する行為を指すとされております。

第3点目、予定価格漏えい対策としてどのようなことを行っているか、についてであります。予定価格については、私自身が作成、封入し、入札時まで保管し、入札時に開封しております。

第4点目、入札参加資格要件はどのように決められているのかについてであります。工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱により決定しております。

第5点目、本年度の主要事業である、町営住宅前木団地建築工事が一括発注の内容で公告されたが、これに至る発注形態を選択した理由は、についてであります。各土木工事及び建築工事において、発注までの準備期間や工種間の施工調整に要する時間の短縮等を考慮して、今回の発注形態としました。

次に、第2問、町内山頂、山麓エリア観光スポットの現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

第1点目、町が観光協会等、維持管理等を委託している団体は幾つあるか、についてであります。5つの団体に委託しております。

第2点目、その団体ごとの維持及び活動内容を詳細に把握しているか、についてであります。毎年、実績報告書を提出いただいておりますので、ある程度の把握はできていると認識しております。

第3点目、活動内容に対しての助成費用は見合うものとするか、についてであります。それぞれの活動に対し、一定程度必要な金額であるものと考えております。

第4点目、少子高齢化の影響もあり、継続が危ぶまれる団体もあると聞かれる。その対応は、についてであります。高齢化等により継続が難しい団体があることは認識しております。ただ、町が強制的にお願いできるものではないと考えますので、現在の団体への委託ができなくなった場合には、町としての対応を検討すべきと考えます。

第5点目、今後の町内観光資源の活用と維持管理計画は、についてであります。観光資源については、今後も活用、維持していきたいと考えますが、様々な状況がありますので、その都度検討しながら、町としてでき得る範囲での維持に努めていきたいと考えております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） それでは早速ながら、第1問、1点目より再質問させていただきたいと思います。

先ほど、隣接自治体のような事象が過去に我が町にあったのか、の質問に対して、ありませんと、ないと、そのようにお伺いいたしましたが、隣接自治体の今回の大きな問題点は、首長自ら、意図する業者に対して、予定価格の情報提供を行ったことと、そして、その見返りに酒類などの提供を受けたということであり、その行為は、6年前の初当選直後から行われたと報道されております。

隣接自治体の事象とはいえ、この遺憾な状況に対し、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 同じ立場の者として考えられるのは、大変残念なことだというふうに認識しております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ただいま、町長より大変残念ですと、そういうふうなお言葉がありましたが、極めて重要でかつ当たり前のことでありますので、町長におかれましても、身を引き締めて今後の対応に当たっていただくことを申し上げ、2点目について伺いたいと思います。

入札妨害とは、今回の事象のほかにもどのようなものが該当するかと。それに対して偽計業務妨害があるとか、そのような形でお伺いいたしましたが、基本的に、入札そのものが地域住民のため、競争原理を働かせつつ、そのために資格要件や一般競争などの入札形態などを、発注内容や発注規模を考慮し、また、県や関連省庁省令に準拠するものと理解しているところでありますが、この隣接自治体でとても残念だったことは、管内で最後発に発注された施工中の認定こども園に関してであります。たまたま、所用のため先月24日、隣接自治体の商工会館を訪れたところ、同一建物隣に、ホール入り口に多くの報道関係者と取材するテレビカメラがセットされており、物々しささえ感じられたところであります。

内容は、町長の逮捕という状況で、予定されていたこども園の外構工事及び遊具工事の入札中止により、開園が延期となる見込みとなり、関連する保護者に対して、説明を教育長より行われたと聞いております。同じお立場の我が町の教育長より、この件のご感想をお聞かせいただければと思います。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） お答えいたします。

新聞等で、教育長の対応をした内容について見させていただきましたが、本来、子供たちのために町が造っているそのこども園が、年内に開園予定だったというふうに思っておりますけれども、それが遅れたことで、非常に心配している保護者または困っている保護者、多くおりますが、あとは肅々と時を経て、完成に向けて頑張っていってほしいなというふうに思っております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ただいま、教育長言われるように、大変残念なことであると思います。そして、一番の被害者、迷惑を受けているのは関連する町民であります。我が町ではそのようなことがないように、入札妨害対策に努めていただくことを申し述べ、3点目についてお聞きしたいと思います。

先ほど、予定価格漏えい対策についてお伺いしたところ、町長自体が予定価格を封書に締め切り、そしてそれを管理されていると、そのようにお聞きいたしましたが、いずれにせよ、発注側のモラルに尽きるものだと思います。しかしながら、何らかの対応もしてしかるべきと考えます。

また、予定価格に関して、先般、いわき市水道局発注工事において、間違った積算による入札で、最低制限価格同額落札の報道がありました。そのような事例やほぼ予定価格のような事例は、我が町では、地域整備課長、あったことありますか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

私の知る限りでは、なかったと記憶しております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ただいま、そのようなことはないとお伺いいたしました。そこで伺いいたしますが、適正なる予定価格に対する落札率の範囲はどのようなお考えですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

今、議員ご指摘の、適正な落札率という表現の件でございますけれども、基本的に、入札の行為につきましては、最高が予定価格、最低が最低制限価格というところになりまして、その間にある価格で入札されたもので最低の業者の入札価格が契約額になるということでございますので、100%以下というところがその価格という認識でございます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ただいま、総務課長より、最低制限価格から予定金額までと、そのようにお伺いいたしましたが、過去の報道を見ますと、発注側による情報漏えいが全国で相次ぎ、国土交通省は、2006年落札率が分かるように工事の予定価格の事後公表を推進する指針を示しております。我が町はどのようになっていますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

我が町では、予定価格については、事前公表はもちろんのこと、事後公表もしてございません。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ただいま、事後公表は行っていないと、そのようにお伺いいたしましたが、国土交通省からご出向いただいております副町長にご所見を伺いたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 副町長、奥豊君。

○副町長（奥 豊君） ただいまのご質問に対して考えを述べたいと思います。

国土交通省で発注している工事、規模、内容等、町の工事内容等、規模も違いがあると思いますので、一概に比べることはできないと思っておりますが、今後、国または県の基準なりを参考にして検討していくことはありかと思っております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ただいま、国土交通省よりご出向いただいております副町長より、国や県での今後の検討は必要かのように、そのようにお聞きしましたが、ご所見をお伺いいたしましたが、いずれにせよ、町民のための入札でありますので、最良なるご検討をされることをお願い申し上げ、4点目についてお聞きします。

先ほど、入札資格要件において、審査要綱によって決められると、そのようにお伺いいたしましたが、最近の入札結果、今議会開会日で示された入札願末書のうち、工事名が道の駅整備事業道の駅ふるどの基本構想基本計画策定業務委託の落札者、株式会社土田建築設計事務所について伺いますが、私の記憶によると、我が町の多くの公共建築物に携わっていると思いますが、今まででどのくらい落札されておりますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） 手元にちょっと資料がございませんけれども、まずは古殿町民体育館やぶさめアリーナですね。あとはふるどのこども園が大きいところと認識してございます。

すみません、追加します。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） 追加して答弁させていただきます。

平成13年度に開所しましたおふくろの駅、古殿町生産物直売所おふくろの駅の設計にも携わっておりました。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 今ほどお伺いしますと、昨今の直近のほとんどが、恐らく落札されているんだろうというふうな感想でございます。

そこでお伺いしますが、この土田さん、何回入札されて何回落札されておりますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

手元に資料がございませんので、留保させていただきます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 今ほど手元に資料ないというふうにお聞きしましたが、恐らく、入札参加されてほとんど落札されているのではないのかなという、私のちょっと、そういう感じがいたします。どうなのでしょう。その結果として、参加したのは全て落札されておられませんか。いかがですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） すみません、もう一度ご質問をお願いいたします。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 私の記憶では、入札参加された、その入札において、ほとんど参加したらほぼ落札されているのではないですかという質問でございます。

○議長（緑川栄一君） 暫時休議します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

ただいまの3番議員の質問に関しては、今留保しているので、調べて、後でこの場で報告するというところでございますので、次に進んでいただきたいと思います。

3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） これは、なぜお聞きしたかという、あまりにも参加して確率が高すぎるのではないのかと、そう思うから聞いたわけであります。いずれにせよ、適正、適法の下行われているものと思いますが、瓜田に履を納れず、李下に冠を正さずと言われております。町民に不自然と思われなくようにすることも当然であります。

また、現在、県では発注工事の減少に鑑み、同様の工事の連続落札防止と公平性確保のため、一抜け制を行っておりますが、そのようなお考えはありませんか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 入札形態の中において、今、まずはそうした制度、様々なものがあります。私の認識としては、入札制度の中で一般競争入札、指名競争入札、随意契約、それぞれの選択肢があります。その中において、今、議員ご指摘のようなこともある中においては、それは選択肢の一つだということにおいて、一つの検討を要するものかなというふうには思います。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） それでは、これ周りの同僚議員もいろいろ、私のほうにちょっと耳に入ってきますが、今まで設計していただいたその内容、道の駅ならば生産物、農産物、直売所ですか。例えばおそば屋さんの土を固めた部分ががたがたとするか、こども園なら、スロープに手すりがついていなかったとか、あるいは鎌田の高齢者居住施設、こちらにおいては日の当たる部分が逆ではないとか、こういうご指摘がいろいろあるわけであります。そういった部分を含めて、様々な設計の会社に参加していただくことも一つの考えではないのかなという思いでお聞きしているわけであります。

そして、ただいま町長より、その入札形態においても今後ご検討されるとお伺いいたしましたが、町民、議会と意思疎通ができるよう、ぜひとも最良なるご検討をお願いして、5点目に移らせていただきたいと思います。

今回、定例議会に追加議案として上程予定とされる前木団地が一括発注形態とされたことについて、準備期間であるとか施工期間であるとか、そういった問題でそうされたとお伺いいたしましたが、既に入札が終わった状況で、様々な背景は理解するものの、ただし、現在の世情を鑑みていただきたいという思いから申し上げます。

まず、分割発注で町内の業者への配慮ができなかったかということでもあります。今、県工事を含めて、公共工事減少の中、先ほどお聞きした隣接自治体の協力業者としている町内業者もあると聞こえております。

また、今月の広報ふるどのに掲載されております町のできごと欄にも、独り暮らし高齢者の住宅修繕など、ボランティア活動で掲載されました古殿町建築業組合の方々も、今現在の日銀のゼロ金利政策見直しや国債買入れ料見直しによって、金融公庫長期金利の上昇、また円安の状況で建築資材の高騰、建築価格の急上昇に伴う建築着工件数は大幅減少の状況です。資格要件などの課題は理解しますが、町内業者に配慮はできなかったんですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 具体的な細かい審査等々は、指名委員会の中においてまとめていただいて、それに対してまとめを進達してもらっております。その上で判断しております。

議員ご指摘のとおり、やはり公共事業が減ってきている、そういう中において、地元の事業所、企業育成、そうした観点からも、やはり地元の皆さんに頑張っていただきたいという思いは、これは以前から変わっておりません。

ただ、この建築においては、なかなか一定の私たちが評価する目安、そのランクを超える、そうしたものの工事件数と事業所の規模、その辺のアンバランスなどがあります。そういう意味では、全体的な中において分割発注、それから一括発注、それぞれの選択肢があります。分割発注が有効であるというふうに判断した場合には分割発注しています。そして、一括発注やむなしというふうな中においては、これは今言ったようなことも含めた中で、建築のほうのランクといいますか段階、この辺はなかなか、町内の事業所は難しい状況にあります。

ただし、一括発注をした場合には、その落札業者に対して、今までも、地元で土木も建築も含めた中においてお願いできないか、もしくは地元の皆さんが営業に行ったときには相談に乗ってくださいというふうなお話はさせてもらってきております。現に、そうした関係の中において、一括発注で出した現場においても、地元の事業所に協力していただいて、現場、仕上げていただいた状況もございます。

そうしたことは、その時々への配慮がありますけれども、私自身はそうしたことを基本に発注形態、そしてその後の対応というふうな形も、私ができる中においてはさせてもらってきているというふうに思っております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ただいま、発注形態もこれから検討し、様々なご配慮もしていただくと、そのようにお伺いいたしましたが、今後、世情を鑑みて対応をお願いしまして、2問目の再質問に移らせていただきたいと思います。

町が観光協会など、維持管理、委託団体数を先ほど5団体と、そのようにお伺いいたしましたが、恐らく、各団体とも厳しい状況であることは予想されます。

また、それぞれ若干違えども、共通の課題があるのではないかと思います。全ての観光資源を100%後世につないでいく難しさがそこにあると思いますが、町長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 議員ご認識のように、やはり今後の維持、そうしたものを踏まえた中においては難しさがあるというふうに認識しております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ただいま、ご認識いただいていると、そのようにお伺いしましたが、町長がそう思われるように、様々ご検討いただきながら進めていくほかないのだろうと思います。

そして、2点目について伺いますが、団体ごとの活動内容に関しまして、実績報告書を提出いただいて、ある程度は認識していると、そのようにお聞きいただきましたが、各団体、おのおの大変な活動をされているというのが、率直な私の感想です。団体発足当時からそれなりの月日がたち、ある意味、地域に歴史と文化を醸成されてきたものであるとともに、維持管理に努め、年に1、2度のイベントも執り行う。その姿に対し、誠に感謝に堪えません。

また、このたび全戸配布された古殿町町勢要覧、町長の挨拶欄に、町長のご発言に、現在、町に住んでいる方々に住んでよかったと感じてもらい、交流人口、関係人口拡大に結びつけるとあるとおり、ある意味、その団体の方々がいなければ、交流人口、関係人口拡大には結びつかないわけであります。

そこでお伺いいたしますが、町の各団体に対してのサポートの体制はどのようになっていますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

基本的に、町では委託料のお支払いをしているというようなのが主なサポートというか、委託ですので、そういったのが町としての対応ということなのかなというふうに考えてございます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 今ほど、委託料をお支払いしているとお聞きしましたが、交流人口、関係人口拡大を目指すのであれば、今ある受託団体に対して継続できるような、いわゆる指導的な何らかのサポートがやっぱり必要だと思うんですね。そういったサポートのこれからの方向性というのはいかがですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

町といたしましても、町長答弁にもありましたように、あくまでもこれ強制的にやってくださいというようなこともなかなか言えないという部分もあります。皆様にやっていただける範囲でというふうなことになるかと思います。

ただ、それでも町として何かでき得るものがあるということであれば、そののほうに対しては対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ぜひとも、いろいろこの各種団体とお話しいただいて、ご対応いただければと思います。やはりそのために、今各種団体の現状を把握して、関係部局が、産業振興課さんがコミュニケーションを図っ

て、計画、立案するしかないんだと思うんですね、そのためには。まずはPDCAのプランからではないでしょうかね。その点を申し上げ、3点目をお聞きしたいと思います。

各団体の活動内容に対する助成費用に対して、一定程度、必要なものをお支払いしていると、そのようにお伺いしました。私は、地域を愛し、今現在、町内観光資源の維持管理に努められている団体に対する、ある意味委託費用は、極めて少額ではないかと思います。それは、常日頃から委託業務を業者に発注されている担当部局の皆さんならば十分理解できるものだと思いますが、この、いわゆる助成費用、委託費用の見直しを行う予定はありませんか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） 当初、この金額については、お願いするときにお互いに協議して決めた金額なのかというふうには考えてございます。今後、そういった状況等も聞き取りながら、再度協議するような形にしていければなというふうに考えます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ぜひとも前向きにご検討してください。各種団体、いろいろ大変な状況であるというふうに聞こえております。そして、先ほど少子高齢化の影響で継続困難な各種団体に対して、対応をお伺いしましたところ、もしできなくなれば町が対応するとお聞きしました。具体的にはどのようなご対応をされますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えをいたします。

基本的に最低限の維持管理というのをやっていくということがまず基本なのかというふうには考えます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 我が町の観光名所であります越代のサクラ公園であります。この受託団体においても先日、越代のサクラ祭りのテレビ収録、放送がされた中で、少子高齢化に伴い会員の維持、新入会員の確保に苦慮しているという趣旨の関係者の発言がありましたが、この放送はご覧になりましたか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

私、その番組、ちょっと見ていませんでした。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 産業振興課長、ぜひアンテナ広げてご覧になってください。

そして、この状況はこの団体だけではないと思われます。私が居住する上松川区内の鎌倉岳観光協会も、まさしくその状況であります。鎌倉岳は、言わずと知れた我が町のシンボルであります。そして、昭和62年、1987年に、今は亡き大竹林一氏が初代会長として、鎌倉岳観光協会が結成され、3年後の平成2年、1990年10月に遊歩道が開通の運びとなったわけであります。そして、古殿町ハイキングマップ、ガイドマップにも紹介されている遊歩道は、SNSやユーチューブ、ネットでも紹介され、県内はもとより関東からも来客者がある我が町の観光スポットでもあります。

先般、4月29日に毎年恒例の鎌倉岳山開きが盛大に挙行され、前年に引き続きコロナ禍後ということもあり、町内外から多くの登山者に来ていただきました。その式典の中で、出席された町長も記憶にあると思いますが、

主催者挨拶の中で、会運営が厳しい状況の中、次年度で終了という趣旨のお話がありました。

また、状況を確認させていただいたところ、産業振興課には、この内容を示す文書が既に昨年提出済みとのことでした。この件に関して確認いたしますが、産業振興課長、間違いありませんか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

その件につきましては、昨年の11月10日に鎌倉岳観光協会の解散についてというような、予定ということではございますが、文書をいただいております。それで、その解散の時期というのが、現役員さんの任期終了時ということで、令和8年3月31日をもってという内容でございました。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） それではお伺いしますが、その文書に対して何らかのご対応はされましたか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

その文書の中に、観光協会さんと産業振興課で協議をするということも記載されておりますが、まだ実際に協議はしていないというような状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ということは、この団体の切実な状況を示すこの文書に対して放置したということですね。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

ちょっと時間的にも、令和8年3月31日ということもありまして、ちょっと早急な対応はしなかった、お話しさせていただかなかったことは大変申し訳ないなというふうに感じております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 私は、この放置したと、そう言われてもしようがない事象だと思いますよ。なぜ、そのような文書を提出せざるを得なかったのか。そこで手を差し伸べるのが行政の責務ではないですか。いかがですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

実際にこの文書を頂いたわけですが、これを見て、実際、町が一体何をできるのかという部分はあります。先ほどもお話ししていましたように、仮にこの団体が解散する場合には、少なくとも町としてはその維持管理等に努めるものなのかなというふうに考えまして、実際、どのような対応をしていったらいいのかというのは、なかなか難しい部分なのかなというふうに感じております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 今後、よく検討していただきたいと思いますが、今後においては、鎌倉岳観光協会に限らず、受託団体とよく協議して、何が課題なのか、方策を検討していただくことを申し上げ、5点目の再質問をさせていただきたいと思います。

町内観光資源と維持管理計画について、その都度検討されるとお伺いいたしましたが、これは各受託団体により様々だとは思いますが。例えば、鎌倉岳観光協会の場合、年間行っている事業内容をお聞きしたところ、月1回の遊歩道点検かつ破損箇所の修理、年3回の遊歩道全域の草刈り、そしてイベントの実施。その山開きも、先ほど申し上げたイベントもそちらでございます。事実、遊歩道の状況を確認するために、私も先日、荷市場口からコース一周を登らせてもらいましたが、上り角度が45度以上の急傾斜もあり、遊歩道維持のための作業は容易なことではないなと感じられました。

また、この状況下で、会員の平均年齢70歳弱の団体が維持していく困難さも、想像するに余りあることであり、この事実を担当部局は把握しておりましたか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

確かに、先ほど頂いたその解散の文書の中にも、高齢化が進んでいるというお話があつて、確かにその対応は大変なんだろうなというふうな認識は持っております。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） この問題を解決するのが、各受託団体を維持する一つの要点だと思います。受託費用の見直しで対応していただける団体ならそのような対応で、そうでない団体ならば、草刈り、修理など、町で業者発注するなどの方策を打ち出していかなければ、全ての団体は皆無となってしまうかもしれません。

この件に関して、これからどのようにされるのか、考えを伺います。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

各団体さんと再度、そういった協議をしながら、今後検討していきたいというふうに考えます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ぜひ、様々なご協議、ご検討いただきたいと思います。維持管理の観点からお伺いいたしますが、鎌倉岳の今現在の周遊コースの通行止め区間が、いまだ改修されないのはなぜですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

現在、確かに、以前に崩れまして、そこが通行止めになっております。その後改修することにつきましても、検討はさせていただいたんですが、ちょっと、ここ場所的に改修難しいのかなという判断もあり、また、そこを通らなくても迂回路もあるということから、改修には至っていないというふうな状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 改修していないと今お伺いしましたけれども、もう既に6年たっているわけですね。

6年間。6年間放置していたわけです。それで土砂が滑った状況ならば、その土砂を除去して、その下地は恐らく岩盤だと思うんですよ。岩盤に金属を打ち込むなどして、簡易な橋梁のような構造にすればよいのではないんですか。いかがですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） そういった工事の方法もあるかとは思いますが、判断としては迂回路を通して

いただくというふうな判断で今まで来たというふうなことでございます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 今までと、今お伺いしましたが、既に6年間たっています。よくご検討のほどお願いしたいと思いますが、また、お伺いしますけれども、今現在マップに載っています、通行止めということになっていますが、案内看板にも表記されています。西渡口のルートは廃止の考えですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

西渡口につきましては、草が生い茂って通行が困難だというようなこともあります。改めてそこを、草刈り等の、前は地元の方に草刈りとか、多分やっていただいていたというふうなこともあってだったんですが、今はちょっと通れないというふうな状況もあったということで、廃止というか、そのままであれば、廃止というふうな方向も検討させていただきたいと考えています。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 検討ばかりしては前には進まないと思うんですね。以前、登山者がこの西渡口の方向に向かっていったところ、ルートから外れて大変だったという状況も聞こえております。全ての案内看板の改善・改修も必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） 案内板の見直しについては、やっていきたいというふうに考えます。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） これは、鎌倉岳だけではなく、大風川溪谷も同じですよ。整備するのか、それとも廃止するのか。

町ホームページ確認させていただきましたが、通行止めの状態でまだ掲載していますよね。方向性を明確にされたほうがいいと思います。いかがですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） そこについては明確に、今後していきたいというふうに思います。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） ぜひとも明確にしていいただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それともう1点ですが、荷市場口駐車場は町有地ですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

すみません、そこちょっと把握してございません。

○議長（緑川栄一君） 3番、鈴木隆君。

○3番（鈴木 隆君） 恐らく民有地だと思います。そして、その地主さんが、無償で駐車スペースを提供して、なおかつ草刈りなどのメンテナンスも自主的に行われている。大変ありがたいことです。そのような献身的な方や、鎌倉岳を誇りに思い、そして古殿を愛する町民に支えられて、初めて交流人口、関係人口ができると思います。

また、その方々に対して、感謝の気持ちを忘れてはいけません。そのためには、常に我が町の観光資源の維持管理に努め、注力する、そのことをご期待申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） 留保した件についてお答え申し上げます。

入札に関する文書保存については10年というところございまして、10年間の受注については4件というような形でございます。町民第1体育館の関係、管理まで含めて2件ですね。あとは西渡団地の設計の関係、あとは道の駅のこのたびの基本構想というところの報告になりますが、参加しているものについては、全部落札しているという状況でございます。この4件についてですね。

以上です。

○議長（緑川栄一君） 鈴木隆議員に申し上げます。

お怒りと質問は違いますので、声はもう少し下げてくださいまして質問を継続していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで鈴木隆君の質問を終わります。

暫時休議いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

◇ 野 崎 喜 彦 君

○議長（緑川栄一君） 続いて、4番、野崎喜彦君の発言を許します。

4番、野崎喜彦君。

〔4番 野崎喜彦君登壇〕

○4番（野崎喜彦君） 質問に入る前に、この7月にパリで開催されるオリンピックに自転車競技で出場されるのが決定しました窪木一茂君のお祝いの言葉を若干申し上げたいと思います。

1988年に開催されたソウルオリンピックでは、山上の鈴木光広君が出場されておりますけれども、窪木君は8年前のリオデジャネイロオリンピックに続いて2度目の出場ということでありまして、ご家族の喜びはもとより、日本の自転車競技界、そして我が町にあってもこの上のない誉れ高いことでありまして、その快挙に絶大なる賛辞を贈るものでございます。21日には町主催の壮行会、そしてふるどの自転車ロードレース実行委員会による激励会の開催も予定されておりますけれども、ぜひともメダルを胸に凱旋されることを大いに期待し、

町民と共に応援をしたいと思っております。

それでは、2問につきましてお尋ねを申し上げたいと思います。

第1問、公契約の透明性の確保と情報公開についてお尋ねを申し上げます。

公契約においては、透明性及び競争性の確保が求められることはもとより、住民参加型の行政推進をするためには、積極的な情報公開やその共有を図るとともに、入札工事発注にあつては公平、公正に行うことが求められるのは当然であります。

また、住民から不信を招くことのないよう、信頼の確保に努めることが大切でございます。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1点目、工事や委託業務契約等に係る予定価格は、入札執行までどのように管理、保管されておりますか。

2点目、予算計上において、工事等の設計積算と予算計上額はどのような関係にございますか。

3点目、指名競争入札の場合、指名の条件となる基準の公表はどのように行われておりますか。

4点目、予定価格の公表についての考えはございますか。

5点目、令和5年度中の公共工事の請負契約平均落札率をお尋ねいたします。

6点目、令和5年度中の議会の議決を要しない契約の締結の方法は。また、その件数についてお伺いいたします。

第2問、学校内外の安全管理についてお伺いをいたします。

登下校中の何の落ち度もない児童生徒が車にはねられて命を落とすという痛ましい事故が、毎年のように報道されております。この6月4日にも、埼玉県熊谷市で帰宅中の小学1年生の女儿が、乗用車にはねられて意識不明の重体というニュースがございました。集団下校中、青信号の横断歩道を渡っていたときの事故でした。はねてしまった84歳の老人は、信号が赤だと直前に気づいたということでした。学校では、こうした交通安全の指導はもとより、生活安全や災害安全など、様々な危険要因の排除や事故防止の訓練・指導に努めていることは承知しております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、小学校では、田口と竹貫地区の児童が集団登下校しておりますけれども、通学路の安全対策の実態をお伺いいたします。

2点目、自転車通学している中学生に対する安全指導は、どのように行われておりますか。

3点目、学校における侵入者等への安全対応策の実態をお伺いいたします。

4点目、登下校時の不審者や暴漢等に対する安全指導と対応策についてお伺いいたします。

5点目、現在のコロナ感染症予防や食中毒の対応策についてお尋ねいたします。

以上2問、よろしくお願い申し上げます。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 4番、野崎喜彦議員のご質問にお答えいたします。

なお、第2問目については教育長から答弁をさせます。

第1問、公契約の透明性の確保と情報公開についてのご質問にお答えいたします。

第1点目、工事や委託業務契約等に係る予定価格は、入札執行までどのように管理、保管されているのか、

についてであります。3番、鈴木隆議員の第1問、第3点でお答えしたとおりです。

第2点目、予算計上において、工事等の設計積算と予算計上額はどのような関係にあるのか、についてであります。分かりやすく、簡単に表現させていただきます。予算は概算で計上し、発注段階で設計積算を完了します。

第3点目、指名競争入札の場合、指名の条件となる基準の公表はどのように行われているのか、についてあります。町例規集において、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等を公表しております。

第4点目、予定価格の公表についての考えは、についてであります。現在のところ考えておりません。

第5点目、令和5年度中の公共工事請負契約の平均落札率は、についてであります。92.67%であります。

第6点目、令和5年度中の議会の議決を要しない契約の締結方法は。また、その件数は、についてあります。指名競争入札による契約で17件であります。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

〔教育長 渡邊宏文君登壇〕

○教育長（渡邊宏文君） 次に、第2問、学校内外の安全管理についてのご質問にお答えいたします。

第1点目、小学生では、田口と竹貫地区の児童が集団登下校していますが、通学路の安全対策の実態を伺います。についてであります。令和3年度に通学路合同点検を実施し、その後は保護者等から要望があった通学路の危険箇所については、随時対応しています。

第2点目、自転車通学している中学生に対する安全指導は、についてであります。年度の初めに交通安全教室を実施しております。あわせて、自転車点検等も実施しております。

第3点目、学校における侵入者等への安全対応策は、についてであります。避難訓練の実施、さらには園、小・中学校に非常通報装置を設置して安全対策を取っています。

第4点目、登下校時の不審者や暴漢等に対する安全指導と対応策は、についてであります。小・中学校においては、防犯教室において不審者対応の講習等を行っております。

第5点目、現在のコロナ感染症予防や食中毒への対応策は、についてであります。コロナ感染症予防として、給食での黙食はなくなりましたが、現在も授業を受けるように同じ方向を向いて給食を取っております。食中毒への対応策として、給食については、気温上昇とともに保冷剤をつけて運搬し、児童生徒については手指消毒等を行っております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） ただいま答弁いただきましたけれども、それらにつきまして再質問をさせていただきます。

予定価格の安全管理と保管についてですけれども、町長が自ら作成して保管、管理しているということでございました。予定価格の設定については、そうしますと、町長以外は一切関わらないという認識でございませうけれども、この手法はいつから取られておりますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 予定価格は、私就任当時からそのような対応をさせてもらっております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） そうしますと、20年以上そのような方法で、形態でやられているということでございますけれども、私は、この流れは一般的に、担当課の係長だったり課長補佐であったり、そうした者が、予定価格の設定に至るまで、設計金額等からその減額率を示して、町長がそれに基づいて決定しているのかと思ったんですね。そういうふうに思っていたんですけれども、そうではないということですが、ある意味、私はこれは安全だとは思いますが、工事の種別または規模などに分けて、減額率は町長が自ら持っていて、設定するということがよろしいですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 予定価格につきましては、私の専権事項であって、私だけが知り得るものであります。設計価格につきましては、予算から踏まえて、そうした設計、先ほども答弁にあったように、設計書が決まれば設計価格というものも固まってくるという中においての、予定価格は別物です。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 予定価格については、大変分かりやすく了解をいたしました。

それで、次に、本定例会で工事2件と委託業務5件の顛末書が公表されました。これによりますと、入札に立ち会う関係者は、町長、総務課長、担当課長、課長補佐、係長など、6名ほどで入札を執行されているようでございますけれども、ちょっとしつこいようですけれども、この関係者全員が設計金額または予定価格は事前に把握はしていない、予定価格を知り得ることはあり得ないということによろしいですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 予定価格に関しては分かりません。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 予定価格は当然、先ほど町長が述べられましたけれども、専権事項であって誰も分からない。設計金額については、予算反映されますからね。それについては関係職員は知っているということで了解をいたしました。

それで、2点目になりますけれども、設計積算と予算計上の関係についてでございます。工事の予算は概算で計上していると。それと、入札にあつては、事前に、直前に設計単価からきちんとその金額を算出しているんだ、出しているんだというようなことでございましたけれども、設計金額に基づいて予算を組む、正式な設計金額は、今言った発注準備段階でその積算をしているというようなことでございましたけれども、予算そのものが積算金額があるわけですが、あくまでも予算金額というのは設計金額を基にした金額ということによろしいですね。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

予算に関しましては、公表されるものでございまして、現実には予算を認めていただいてから、数度の単価の見直し等もございまして、その範囲内で設計を固めて入札に臨むという形になることはご理解いただいている点だと思います。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） それについては十分理解していますけれども、ここでもう1点、それについて確かめた
いんですが、町道の改良等に係る土木の予算計上における設計積算、これは先ほど概算ということでしたけれ
ども、これは誰がどのようなことで決定されているんですか、その概算について。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えをいたします。

ただいまの質問の概算というところですが、予算を計上するに当たっては、町長も言ったように概算という
ことで、当年度行ったような事業をベースに、メートル当たりの単価とかで組み上げて、何メートルあるから
大体幾らですよという形で予算は計上し、先ほど総務課長とかも言ったように、実施に当たって、年度変わっ
てから、そのときの単価で再度計算をし直して精査するというパターンでございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） その予算の計上、積算設計については了解をいたしました。そのようなことであるとい
うことでね。ただ、予算と積算金額について、ちょっと、もう一回後で質問しますけれども。

もう1点、今までこの入札執行にあって、談合の疑惑があるということで予算執行を中止した等々の経緯は
ございますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

先ほどの鈴木隆議員のときに、その入札関係の書類については、保存期間が10年というような年限が定まっ
てございますが、その期間中にはございませんでした。過去には、平成16年度に談合との情報が寄せられた場
合の対処の要綱が定められております。ということで、過去にはそういう談合情報が寄せられたことはあった
ということでございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 10年ということですね。16年にその談合に対しての防止法ではないですけれども、そう
いったマニュアルが制定されたということで、あったということでありますけれども、それは昔のことですか
ら聞こうとはしませんけれども、それはやめます。

それでは、談合についてはその後述べませんけれども、設計金額もしくは予定価格の設定は、秘密事項であ
るので、漏らした場合は当然、事実が発覚すれば法律違反となります。予算計上と設計金額の関係について
もう一回整理したいと思いますけれども、これはどうなのか、ちょっと危険ではないかということを、さきの入
札の顛末書と当初予算の予算事業の説明書から感じましたので、質問させていただきます。

それでは、主要事業で示されている予定金額は概算であると、先ほど話がございましたけれども、設計金額
との差がほとんど離れていない、近い数字でございます。これは当然だといえば当然のことなんですけれども、
私が申し上げたいのは、別な言い方をしますと、入札の前に工事等の価格が公表されるに等しいということ
であるというふうに私は思っています。

説明を受けた我々議員も、その内容について、数字に対しても秘密の保持を検討するというのが当然でござ
いますけれども、その中の2件の入札の結果を見ますと、1件目は道路の改良工事。これは町道百目鬼犬仏線
でございますけれども、主要事業の総事業額が2,500万円という説明がございまして、結局、顛末書を見ます

と設計額が2,447万600円で、その差額は53万円でした。切り上げて2,500万円という数値を主要事業でお出したということは読み取れますけれども、もう1件は、道の駅ふるどの基本構想・基本計画策定業務委託でございます。これは総事業費が3,000万円というようなことは説明がございまして、顛末書では設計額が2,984万5,200円で、約15万円の差額しかございません。

町当局も議員に対しても信用しないのかという意味ではなくて、こうした設計金額に極めて近い数字が、設計の段階や当初予算確定前に、ある意味公表となるわけでございますので、設計金額が類推される、公正な入札執行に支障を来すおそれがあると私は思っていますけれども、その防止対策等についてのご所見をお伺いいたします。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

入札を執行するに当たりまして、議員ご指摘のとおり、もちろん予算がありまして、その範囲内で入札を執行するということでございますけれども、入札の執行に当たっては、積算資料を事前に閲覧をしていただいて、そこから積み上げて入札の価格をそれぞれの各指名業者もしくは一般競争入札に参加する業者さんが積算をして入札に臨むということでございますので、予算額は確かに存在しますけれども、中身については、その積算資料から積算されるものということで認識してございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） それは私分かっているんですよ。図書閲覧とかがあって、それについて設計積算をするわけですから、当然それは知っていますけれども。私が言っているのは、さっき言った3,000万円であって、3,000万円というのが主要事業で出されて、実際2,984万5,200円ですから15万円の差額しかないといった場合に、これはその主要事業を見せてもらって、私たちもきちんと、3,000万円の事業ですといったらこれは大変なことになりますからそれは言えません。ですが、これだけの15万円の差額しかないということについて私は言っているんですよ。

ですから、こういったことに対しても慎重を期すべきではないですかと。公表するんですからね、主要事業で説明するということは。それについて聞いているんです。もう一回答お願いします。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

議員ご指摘の点については、もちろん秘密の保持、そういうものは重要とは考えてございますけれども、あくまで公表される資料というのは、それを止めることはできないというふうに考えますので、重要なところの秘密の保持は、町長申しましたように行っているというところでございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） ちょっと私が質問しているのとかかなりずれているんですけども。私言っているのはあれですよ、だから、そういった公表される、ほとんど公表されるわけです、主要事業の説明で。3,000万円から2,984万5,200円、その金額で15万しかないんですから、そういったことが漏れた場合には、完全に秘密の漏えいに当たるようなことの事態が生じるのではないかというふうに言っているんですよ。

ですから、そういったことも主要事業の説明あって、予算と積算の関係は分かるんですよ。でも、その辺は

きちんと漏れないように、きちんとやはり整理をしてやっていく必要があるのではないかとことを申し上げています。それについて分かりました。結構です。その点、十分注意をしていただいて、不正の温床になるようなことがないように、ひとつご注意を願いたいというふうに思いまして、次の質問に入ります。

今、道の駅ふどんの基本構想基本計画策定業務委託について、その金額をちょっと申し上げましたけれども、この業務委託は2,695万円で須賀川市の土田建築設計事務所が落札をしております。令和6年度、予算で認められたので、速やかに入札を執行するのは当然のことです。しかしながら、私は3月に1回目の定例会の一般質問で、業務委託の内容はどういうものですかというようにお聞きをしました。答弁では、道の駅のリニューアルの基本コンセプトの作成、充実すべき施設の検討と基本計画の策定について業務委託をするんだという答弁がございました。

また、以前から何回も申し上げておりますけれども、町民などから意見を聞いて検討委員会はいつ時点でやるのかという質問に対ししても、基本構想の委託業務が終了次第、検討委員会をすぐ立ち上げたいと述べておりますけれども、いつ頃になる予定でございましょうか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

検討委員会につきましては、以前からもお話があったというようなことでございます。そちらについても早急にとということで、今の、ちょっと庁舎内、役場内でもんでいる部分もありまして、そういったものちょっと固まってから、何もない状態で何か検討委員会にかけても、いろいろと検討する議題というのが広過ぎるので、ちょっとその辺をまとめてからやりたいなというふうに考えています。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） これは5月に入札執行されて、当然、業務委託はもう締結されたんでしょう。されましてね。されたんで、ただ早急にやるということで5月、6月、間もなく7月になるわけですから、ぼやぼやしていると云ったら大変失礼ですけども、遅くなってしまうと、そろそろ秋になって、もう暮れになってしまうわけですから。早急に立ち上げてやっていただきたいと思っておりますけれども、その中で、もう1点ですけども、業者とそうした方、委託業者と一緒に基本構想をつくりたいというような答弁もされているんですよ。今、庁舎内で練り上げとかというような話出ましたけれども、これはいろんな工程があって作り方があって思いますが、基本的に、この業者と検討委員会とかもむとかなんかというその場をどういうふうにつくるか、どういうふうにやっていくかというようなことを、何か、基本的な考えございましょうか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

検討委員会の際には、そういった業者さんのほうにも入っていただいて、ちょっと助言等をいただくような形を考えてはいます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） これについて、もう1点ご質問しますが、私はこの業務委託をして、いろんな、先ほど、何点かございましたけれども、そういったことは、業務委託の中に入っているのは当然だと思うんですね。契約書の中に当然入って、こういった成果を出してくださいというふうなことが入っていると思うんで

すけれども。

その中で、私が町長にも何回か、私の提案を含めてお出ししましたけれども、いろんな皆さんのご意見を頂戴しながら、こういった道の駅にしたらいいいのではないのかというふうな意見も、検討委員会以外でもっと、やはり聞いていく必要も一つにはあるのではないかと思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 手順、手続的には、課長が答弁したような状況であります。今、一つの設計、実施設計まで至らず基本構想、そうしたものがたたき台として出てきた場合に、当然、皆さんとも協議をしていく場を設けたいというふうに。

あと、今、議員ご指摘のように、様々な声が町民の中からもあります。そういう意味では、そうした声を反映させるべく、そうした時間は取っていきたいというふうには考えております。例えば、道の駅の今の従業員の皆さんには、そうしたことを踏まえて、今のお客さんの動向等々も踏まえた中で、今後の拡張に向けた中においての一つの検討はしておいてくださいというふうなお願いはさせてもらってきております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 土地の交渉も済んで、ずっと前進をして、今、町長言われたように従業員から話を聞くとか等々、やっぱり、かなり前に進んだわけですから。なるべく予定どおり進行できるように、ひとつお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次に3点目になりますけれども、指名業者の基準の公表等についてお伺いいたします。

先ほど、これについては工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等でしているとの答弁でございました。これを、私目を通しましたけれども、ちょっとそっちへ置いてきてしまったんですね。見ましたけれども、格付は土木建築でA B C Dとの4等級で、その基準数値は客観的事項と主観的事項に分けて数値を算出するというふうなことの内容でございました。そういうことが書かれておりましたけれども、その中で、主観的事項で工事の成績を40点からマイナス10点の範囲で付与するとありますけれども、今年度の町の建築業者のランキングづけが、そのA B C Dという感じでどのようになっていますか。その業者の名前でなくて数で結構です。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

この指名願を受けて、指名願は2年に1回受け付けることになってございますが、現在は令和5年度と令和6年度、2年間の指名願を受付を、令和5年の当初に行ったところでございまして、令和5年3月30日に指名競争入札参加者資格審査委員会を開きまして、その中で町内業者に限りましてランクづけを行ってございまして、土木業者につきましては、その時点で、Aランクについては4者、Bランクについては4者、Cランクについては1者。

舗装工事につきましては、Aランクが3者、Bランクが5者、Cランクが1者。水道の工事につきましては、Aランクが2者。建築につきましてはAランクが3者。管工事につきましてはAランクが3者というような資格審査をしております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 細かく説明いただきましてありがとうございました。

ABCDとあって、今Dの説明ありませんでしたけれども、このDのランクはいかなるランクなんですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

実際の運用につきましては、Aランク、Bランク、Cランクまでとさせていただきまして、Cランクについては、例えば土木であれば600点未満というような表示、考え方でランクづけをさせていただいてございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） よく分かりました。ほかには、この条例を見ますと、工事の施工の状況であったり工事の安全成績、有料工事の有無などについて、多岐にわたって基準を設けております。等級による発注基準もありまして、入札の参加範囲が工事の金額ごとに定められております。ちょっと質問しますが、その中で質問しますが、この基準には会社の規模であったり従業員数などについての定めがございませんけれども、そうした要件については特にないですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

この資格の審査に当たりましては、基本的に経営審査の評点、それが基準になってございまして、それは経営規模や過去の受注額、あとは従業員数等も勘案されての評点になってございまして、それが基本としてそのランクづけに用いている点数と考えてございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 経営の規模であったり、その従業員の人数等も勘案しているということでございました。了解しました。

それで、私がこの質問をしたのはなぜかといいますと、今、なかなか土木関係であったり建築、そういった関係業務に成り手がなかなか少ないと。人手不足で会社を畳むしかないというふうな建築業もあるやに聞いております。災害発生、さきにあった台風19号であったり、そういった災害が出ますと、こういった業者の皆さんが本当にすぐ出ていただいて、復旧・復興に携わっていただかなければなりません。こういった業者が少なくなってしまうは大変なことになるわけですね。そういったことで、その発生時に重要な位置づけを持つ業種でありますので、維持、育成等に対して、町は特段何かございますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

工事等の発注におきましては、ランクづけにおきまして、公平に指名をさせていただいていると認識してございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） それは、ランクづけがあつて、1,500万から5,000万ですか。そういったAランクというのは、先ほど、中にございまして、それも細かく目を通させていただきましたけれども。それは当然知っていますから、そういったことに基づいてやられているところは、公平さを期されているというところは十分理解しておりますけれども。私が申し上げているのは、そういった意味で業者が少なくなってしまうと、災害対応

等について大変困惑するというような事態があるんで、経営に対して町がどうするということはできないと思いますけれども、あまり近い関係になればよろしくないというようなことでいろんなことが出てきますから、そういったことは当然のことなんですけれども。これにつきましても、そういった育成等に、町で何らかの形で関わって、業者の維持をひとつお願い申し上げたいというふうに考えております。

そこで4点目の、予定価格の公表についてお伺いをいたします。

現時点でその考えはないというふうなことを、先ほど答弁ございました。一般的に、予定価格を入札前に公表すると、予定価格の目安となって競争が制限されて、落札価格が高止まりになると。さらには業者の見積り努力を損なわせる理由により、原則公開しない自治体が多いようでございます。当町の入札の顛末書を見ても、予定価格の欄は全て空白でございまして、事前、事後の予定価格の公表はないというふうなことで、先ほど答弁ございましたので、それについては了解しました。

ただし、直近の傾向として、予定価格を事前に探ろうとする不正行為の防止であったり、予定価格の漏えい防止、そしてまた、そうした危険から職員を保護するという観点から、設計金額や予定価格を事前に公表するという自治体も少なからず見受けられるというふうなことございますけれども、町長、今後においてもその姿勢に変わりはないということでしょうか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 以前に、予定価格の事前公表等々の検討もした時期がございました。結果的にそれを実施した経緯はございませんけれども、現時点では予定価格の公表は考えておりません。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 検討したことはあるけれども、公表していないということで、それは了解をしました。それはそれで町の姿勢、考えですから、それについて私がとやかく言う必要はございませんけれども、了解しました。

それでは、5点目の落札率についてお伺いいたします。

先ほど、92.67%、5年度の平均落札率がそうだというふうな答弁がございました。通常、95%を超えると普通では危険水域に入るというふうなことが一般的に言われておりますけれども、この数年の最高の落札額のパーセントは何%だったか、お答えできますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

個別の工事については、落札率の公表はしてございませんので、この場では発言はないということでご理解願いたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 先ほど、平均の落札率は92.67%と言ったんでしょう。最高の率はできないというのはどういう意味ですか。これ、何か守秘義務が何かに関わるのかな。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

個別の工事の落札率については公表していないということで、個別の工事については発言は控えさせていた

だくという意味でございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） いや、私は個別の工事を聞いているわけではないですよ。ただ、その落札率が、先ほど言った95、6%、7%になれば、新聞報道では100%に近いような落札率だったというふうな報道がございましたけれども、それらについて個別に聞いているんでなくて、単にこの数年間で、平均が92.67%ですけども、それ以上の数字だということは、個別の案件なんで答えられないということですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

私の発言の趣旨は、工事の工事名があって、その工事は何%でしたという公表はできないという話でございまして、その工事名を伏せての話はもちろんできる内容でございます。議員のご指摘は最高額の工事名と、それに関する落札率ということで私受け取りましたので、先ほどのような説明になりました。

ということで、落札率の最高と最低というような意味でよろしいでしょうか。それでは、令和5年度につきましては……では、最高価格の工事だけはお示したいと思います。令和元年度におきましては、6億500万円のコスモス荘建築工事、令和2年度につきましては、2億1,065万円で高齢者居住施設。最高額だけ取りあえず。令和3年度につきましては、道路改良工事の町道越代熊倉線ですね。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。これ、5点目は、結局平均落札率、5年度って言っているんだから、5年度の中の一番上と、そうではないと平均の意味が合わなくなってしまう。

○総務課長（鈴木一彦君） 分かりました。では、ちょっと留保させていただきます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 今の、最高と最低を聞いただけで、工事の個別の金額を聞いているわけではないんで。それについては92.67%で分かったんですけども、後で最高の落札率と最低を教えてください、それだけの話です。工事の金額は聞いていません。

それでは、6点目の議会の議決を要しない契約の締結ですね。これについて再質問させていただきます。

指名競争入札で17件あったということですけども、この件数は全て土木工事ですか、17件は。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

土木工事が主でございますけれども、古殿中学校の体育館の音響設備改修工事も含まれておりまして、全てが土木工事というわけではございません。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 17件で土木工事が主ですけども、中学校の音響の工事も入っているということで了解いたしました。これは指名競争ですね。17件ということで了解いたしました。

それでは、1問目終わりますして、2問目の学校内外の安全管理について、何点が再質問させていただきます。

2方向から、竹貫地区、田口地区の子供が登下校しておりますけれども、これはどのような形の通学形態になっているんですか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

集団登校の登下校班となっております。通学班は一応6班を形成してやっておりますが、その班の人数が少なかったりして、途中で合同になったりして通学しているような状況であります。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） これ、当然集団登下校ですよね、6班に分かれるということは了解しましたけれども、集団登下校。これはやっぱり基本ですからね。そのようにしていただきたいと思いますけれども。

先ほど、保護者から要望があった危険箇所は随時対応してきたということですが、主にこういった要望があって対応されたということ、お答えできますか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

昨年度ですと、小学校のPTAのほうから1か所ございまして、田口の青柳から出てきまして、農協さんの倉庫があるところの、あそこの、ちょうど横断歩道があるんですけども、そのカーブのところが、ちょうどほとんど穴が空いているような状況で危ないということで、そこを鉄板で、ちょっと三角形に埋めたようなところで、横断歩道を渡りやすいような形にしたということで1件、修正いたしました。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 今、次長から話あったことは、確かに私も見ました。こういったちょうど三角のところ、やっていましたんで、これは安全対策のためにやったんだということは、何回かというかよく通っていますから、見ました。

もう1点ですが、通学路についてですね。学校の東側、竹貫のほうにグリーンラインが引いてあります。田口の西のほうには引いておりませんが、この区別は何かあるんですか。道路の片側だけにグリーン引いてあるから。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

ここだったんですけども、これ令和3年度に通学路合同点検を実施したということでお答えいたしました。その中で、点検箇所の中の1か所が、竹貫側の通学路の話が出て、そこに対して対応したというところではありました。なので、そちら、田口側がなっていないというような状況かと思われます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） このグリーンラインというのは、これが通学路ですよというような明示なんですか。どうなんですか、その辺は。片方があって片方がないんですけども、どういったあれなんでしょうか。何かグリーンラインってあまり見ないんですけども。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

聞いておりますのは、グリーンにすることによって、そこが通学路の優先のところ、ここを歩いて通学してくださいというようなことで、分かりやすく白線とグリーンと分けてラインを塗ったというふうに伺っております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） そこ通行するといっても、白い線があつてグリーンがあつて、本当にこのくらいしかないですよ、これはね。その辺は、そんな細かく聞かないですけども。それで了解しましたけれども。通常ですと、通学するところにスクールゾーンと設けて、時間で、車の進入規制だったりしていますけれども、この田口と竹貫、この通学路に関しては、そういった検討をされたことはございませんか。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） 先ほども答弁いたしました、その都度対応をしたり、または今、議員ご指摘のように、いろいろな対応の仕方あるかと思いますが、交通量も比較的少ないところで、通学時間帯も決まっている。あとは、先ほどのグリーンベルトみたいに、低学年の子供たちでも、本来ならば右側歩くんですよと指導はしますけれども、あの狭い道路についてはここを歩くんですよというような、そういう具体的な対策を取って、子供たちの安全確保を図っているような状況であります。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 通学路に関しまして、今申し上げたのは、ちょっと、教育長が言われることは分かるんですけども、朝の時間帯でも何でも少ない、短い時間帯の通学、登下校になるんですけども、その時間帯にそういった規制の検討、もしくは要望等はございませんでしたかというような質問なんで、もう一度、お答えできますか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） 今のご質問に関しては、特に要望等は聞いてはいなかったです。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 要望等がないということなんで、これから、今までどおり安全確保に万全を期して、子供のけががないように、ひとつお願いしたいと思います。

もう一つお聞きしますけれども、先月5日に愛媛県新居浜市の市道で、カーブミラーが強風で倒れて、小学5年生の男の子がその直撃を受けて大けがをしたというニュースが報じられました。

また、平成30年6月18日には、皆さんよく知っていますけれども、大阪の北部の地震で、小学4年生の女の子が倒壊したブロックの下敷きになって死亡したという事故が発生していますけれども、この通学路には、カーブミラーであったり、ブロック塀というのは存在しないから、そういった危険はないですよ。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） ただいまご指摘のありましたブロック塀等につきましては、あの事故の後には、国が全国に指示を出しまして、通学路において、そういったブロック塀の危険箇所はないかというのを一斉に点検して、そして国に報告したという経緯があります。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 見たところ、点検されても、そんなちょっと低い塀はありますけれどもね。高い塀はないので、それほど危険性は存在しないと思います。

それでは3点目、学校の侵入者への安全対策についてお伺いをいたします。

皆さんご存知のように、平成13年6月8日、大阪教育大附属池田小学校で、刃物を持った男が校内に侵入し

て、次々と子供に切りつけて8人の子供が死亡した。15人の教職員らが重軽傷を負ったという事件がありまして、23年ほどたったということで、この前8日に、そのようなテレビ報道がありました。改めて、児童生徒の安全管理についての徹底等確認が必要だというものでございました。

この事件を機に、教育長、当然ご存知だと思いますけれども、学校保健法が学校保健安全法となって、学校安全計画と危機管理マニュアルの策定が義務づけられたと聞いておりますけれども、これらについては、明確に、そういった危機管理マニュアルはございますよね。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、平成21年に学校保健安全法が施行され、そして全国の各学校で危機管理マニュアル作成が進められました。古殿小・中学校におきましても、それぞれ危機管理にはいろいろありまして、自然災害とか人的な災害、そういうものを全て含めて作成しました。そして、その時期時期によって修正を加えながら、現在に至っております、小学校でいえば学校安全計画、中学校でいえば防災教育指導計画というような名称でやっております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） この危機管理マニュアルについては、後ほど申請をしてちょっと見せていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点ですけれども、消防法では年2回の避難訓練というのが法律で義務づけられておりますけれども、この侵入者に対する危機管理マニュアルも含めて、そういった訓練等の義務づけ、もしくは訓練等をやったという経緯がございますか。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） 避難訓練につきましては、私の経験では火災による避難訓練が非常に多かったです。

その後追加されてきたのが、地震による避難訓練。そして、先ほどご指摘のあった不審者侵入の場合の避難訓練または対応の仕方というようなことで、現在各学校では実施しております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） これは避難訓練と併せてやられているということだと認識しておりますけれども。

もう1点、これは教育長のようなスポーツマンで頑丈な先生ばかりではございません。そうしますと、一旦不審者に侵入されれば、大変な事態になると、取り返しのつかない事態になるということは容易に想像がつくんですけれども、これに対して、何か防御策であったり、そういったものはあるんですか。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） この不審者侵入のときから、一気に危機感が高まったというのが現状かと思っておりますけれども、まずはそれに対峙する大人ですね、子供にやらせるわけにはいきませんので。さすまたというものがありまして、それを小・中学校に常備しております。

それから、これは昨年度の予算で執行させていただきましたけれども、先ほども答弁で申し上げましたが、非常通報装置ということで、学校に、ボタンを押せば県警と直結するという、そういうシステムを導入しまして、今年の2月から使用を開始しております。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） さすまたがあって、これは幾つなんですか。幾つございますか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

小学校のほうには3つ、中学校のほうに2つあります。一つ申し加えますと、昨年度、1企業のほうから寄贈がございまして、小学校に、ネットランチャーといって、瞬時に網が出るというのが1つ寄贈になりまして、小学校のほうにそれが1つ整備されてあります。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） その防護機能については了解しました。

それで、もう1点は教育長からあったんですけども、非常通報装置、これについては、校舎の何か所かにあるんですか。1か所しかないんですか。どうですか。

○議長（緑川栄一君） 教育次長。

○教育次長（佐藤奥枝君） お答えいたします。

小学校のほうには押しボタンが3つ、中学校のほうには2つございます。

○議長（緑川栄一君） 4番、野崎喜彦君。

○4番（野崎喜彦君） 今、学校の校内外の安全管理についてご質問させていただきましたけれども、避難訓練と含めて、当然、不審者の対応というのは本当に大事なことで、少ない子供をとにかく大切に守るというような観点において、今後ともよろしく願いをしたいというふうに思います。

また、1点目に、工事の入札等について、いろいろとご質問を申し上げましたけれども、細かいところで申し上げましたけれども、公正・公平に執行されるように、今後とも岡部町長、よろしく願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） 留保した件につきましてお答え申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。令和5年度の最高の落札率は98.5%でございました。

○議長（緑川栄一君） これで4番、野崎喜彦君の質問を終わります。

暫時休議いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

◇ 松 崎 法 通 君

○議長（緑川栄一君） 続いて、9番、松崎法通君の発言を許します。

9番、松崎法通君。

〔9番 松崎法通君登壇〕

○9番（松崎法通君） 質問に入る前に、一言挨拶申し上げます。

3月に町道竹貫林ノ入線の国道から横小路橋までの区間、路面の舗装をしていただき、またこのたび町道上町千足線も舗装していただきました。おかげさまで通行する方々も安全に気持ちよく利用できております。感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1問、今後の町管理施設の考え方は、ということで、我が町には1年を通じて観光資源に目ぼしいものがあまりありません。しかし、維持管理しなければならない施設や公園もあり、あまり粗末にしておくことはできません。維持管理は財政の面でも負担なことは理解していますが、最少の予算で最大の効果を得るよう努力しなければならない中で、次の点を伺います。

第1点、大網庵の外部環境の整備について、花木の植樹などによって、大網庵の価値の向上を考えるべきではないか。

第2点、鮫川河川敷の桜の枝が張り出て車両通行の妨げの対策と、桜についたコケ、てんぐ巣病の対策をどのように考えているのか。

第3点、三株みどりの風公園の維持管理について、日の差す公園だから雑草の対策が大変になると思うし、山桜の枯れ枝が目につくから対策の必要があると思うが、どのように考えているのか。

第4点、よその自治体などで財政的に問題があり、今後維持できない施設の選別もあると聞こえます。我が町において、施設の要、不要はどのように考えているのか伺います。

第2問、森林環境譲与税と森林環境税について。

森林には国土の保全、水資源の維持、地球温暖化防止などの様々な機能があり、そして我々人間生活に恩恵をもたらしています。国としても森林整備を目的に森林環境譲与税として令和元年度から町に譲与していますが、その使い道をはじめ、森林環境税についても伺います。

第1点、森林環境譲与税は、これまでどのような使い方をされてきたのか。

第2点、森林環境税は住民一律に1,000円と聞いているが、所得が一定以上にならない人への課税もあるのか。

第3点、町民に対し、森林環境税の説明は十分か。

以上、2問、第7点質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 9番、松崎法通議員の第1問、今後の町管理施設の考え方は、のご質問にお答えいたします。

第1点目、大網庵の外部環境の整備について、花木の植樹などを行うことによって、大網庵の価値の向上を考えるべきではないか、についてであります。環境整備として花木などの植栽は一つの方法ではあると思いますが、植栽後の管理等もあることから今後検討してまいりたいと考えております。

第2点目、鮫川河川敷の桜の枝が張り出て車両通行の妨げの対策と、桜についたコケ、てんぐ巣病の対策をどのように考えているのか、についてであります。道路に支障となっている枝については対応していきたいと考えております。桜の病気対策については桜の管理の所在について不明な部分もあり、過去に補助金を使い桜の消毒等を行ったことはありますが、町が積極的にその対応を行うことはしておりません。

第3点目、三株みどりの風公園の維持管理について、日の差す公園だから雑草の対策が大変になると思うし、山桜の枯れ枝が目につくから対策の必要があると思うが、どのように考えているのか、についてであります。施設の見回りを定期的に実施していきたいと考えております。

第4点目、他の自治体などで財政的に問題があり、今後維持できない施設の選別もあると聞かえます。我が町においては、施設の要、不要はどのように考えているのか伺います。についてであります。さらなる少子高齢化等に伴う人口減少等により、公共施設等の利用が変化していくことが予想されることを踏まえ、平成29年3月に策定した古殿町公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施し、厳しい財政状況が続く中において財政負担を軽減、平準化し、公共施設等の最適な配置の実現を目指してまいります。

次に、第2問、森林環境譲与税と森林環境税についてのご質問にお答えいたします。

第1点目、森林環境譲与税は、これまでどのような使い道をされてきたのか、についてであります。森林GISのシステム更新や森林経営管理制度の意向調査の経費、ドローンやパソコンなどの備品購入、千年の森育成事業、林道の維持管理等に活用しており、残りの分については森林環境譲与税基金に積立てを行っております。

第2点目、森林環境税は住民一律に1,000円と聞いているが、所得が一定以上にならない人への課税もあるのか、についてであります。森林環境税は国内に住所のある個人に対して課税される国税です。市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収して県を経由して国に払い込みます。

個人住民税が非課税の方への課税はありません。

第3点目、町民に対し、森林環境税の説明は十分か、についてであります。国から配布されたパンフレットを町県民税の納税通知を送付する際に同封しております。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） それでは、再質問させていただきます。

第1点目の大網庵の外部環境についてです。

まず、大網庵は平成3年度に完成したそうです。当初は町の迎賓館としていろいろな接待にも使われていたようであります。これまで、かやぶき屋根の改修をして内部もテレワークやワーケーション等に使用してもらえるためのWi-Fi設備を整え、宿泊もできるようになりました。しかし、外回りを見るとサツキの庭園、池、梅の古木など完成した当初から何一つ変わっていません。大きな土手があり、そこは毎年ただ草刈りをしているだけで、私に言わせれば大網庵の外回りに対しては無為な30年間であったと思わざるを得ません。ここ

は花木の植樹をすることによって日陰をつくり、雑草の生育を抑えると、その結果、除草作業は軽減されると、そうするべきであろうと思います。

以前に、大網庵のあずまやの前にあるあまり見栄えのしない杉を伐採してほしいと要請しました。そのときは杉の木は地主の所有物だから地主の許可なしでは伐採できない旨の答弁でした。その後、課内で現地の確認はしたのですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

お話もあって、周りのほうの確認というのはさせていただいたところでございます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） その見回りした結果、どのように感じましたか、その杉の木に対して。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

確かに杉の木があるというようなことは確認はいたしました。ただすみません、まだ地権者等の協議はしていないんですが、基本的には緑という部分もあって、そこに杉があったとしても特に支障なものはないのかなというふうには考えてございます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 私だけではなしに、あそこに度々集まってくれる仲間がいます。そういう中で、やはりあの公園の中であまりすらっとした感じのいい杉ではなく、頭にぼんぼんがついてしまっているようなそういう杉ですので見栄えが悪いと。できれば本当に伐採してほしいというのが大体我々の仲間での意見でした。そういうこともあって、ぜひ伐採してほしいと我々は思っています。今後ともその見栄えのしない杉をそのままにしておくつもりですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） 再度ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） ここは早急に地主との話し合いをして、そしてそのついでに花木を植える許可も得てほしいと思います。地主との話し合いはいつ頃してもらえますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） 時間を見てやっていきたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 先ほど同僚議員の話ではありませんが、ただ何となくずるずると時間が過ぎてしまうということのないようにだけお願いしたいと思います。

私の考えですが、大網庵の土手にハナモモの苗50本も植えれば、5、6年も過ぎれば立派な桃源郷が出来上がります。先ほどの話ですけれども、花木で日陰ができれば雑草の生育が遅れます。草刈り作業は楽になります。桃源郷の下で花見もできます。例えば花の時期に合わせてつるしびな展をはじめ、古民家に合った催し事も可能です。物事は連鎖して考えるべきであって、公民館事業としてつるしびな教室を開き、その作品発表会

などで教室生や愛好家の人たちに手伝ってもらえれば職員の負担も軽減できると思います。

これからの時代、いろんな催し事にボランティアや愛好家の方々の協力を得ることは必要だと思っております。去年、私と仲間で大網庵にフクジュソウ80株ほど、スイセン200株ほど植えてみました。しかし、これでは草刈りの軽減にはなりません。ハナモモの植栽を考えてみました。まずは、地主との話合いで花木の植栽の件、よろしくお願いをいたします。ぜひオーケーをもらってください。

それと、では総務課長に聞きます。

職員には定期的に人事異動があります。前任者からの仕事を引き継いで新しい職務に就いたとき、前任者の仕事をそっくりコピーするだけではなしに、引き継いだものは新しい知恵と工夫が必要であると思いますが、職員に対して常に仕事に対する工夫が必要であることを指導しているわけですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

月に一度、庁議という形で課長の方々に集まっておきまして、町長から挨拶と指導という時間を設けまして、そういう気持ちで職務に当たるようにというようなことは常々申し伝えているところでありまして、人事評価のほうもさせていただいております。課長は必ず上期と下期に分けて職員と面談をしてというような形も取っておりますので、やっているというようにお答えしたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 仕事で前例を踏襲するだけならば事業として一歩も前には出ません。後任の者は常に新しいアイデアを持って職務に臨んでほしいし、またそれならば大網庵の外部の環境ももっと以前に変わっていったと思います。行政職はこの町をいかに発展させ、町民が暮らしやすい町にするという使命があります。毎年土手の草刈りをしているだけでは楽しみや生産性は生まれないと思います。

道の駅には1年を通じて町外の人たちが集まってくれています。道の駅において我が町をPRし、存在価値の向上のためにも自信を持って紹介できる大網庵にするべきと思うし、竹貫の蔵の外壁に子供とヒマワリ、タンポポの絵を描いたのは新しい文化の創造であろうと私は思っております。それらを連携したものを考えるべきと思い、第1点を終わります。

第2点、河川の桜にいきます。

桜の枝が町道側に張り出しているのは私自身も感じています。また、町民の方々から車両通行の妨げになっているとの声が寄せられています。よく見ると、道路側に張り出す枝はてんぐ巢病に冒された枝が多いと感じます。枝だけではなしに葉っぱも出てきていて見通しも悪くなっています。交通安全の観点からも病気にかかっている枝の除去は必要です。教育長はよく河川道を通行していますけれども、危険や不便を感じたことなどはないですか。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） 毎日12時になると河川敷を歩いております。ただその中で危険とかそういったことは感じず、四季折々を感じて楽しい時間を過ごしています。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 歩いているだけでは感じないかもしれませんが、ただ車両で通行していれば枝

が張り出ているなどか、危ないな、危険だなとそういう感じはなかったですか。

○議長（緑川栄一君） 教育長、渡邊宏文君。

○教育長（渡邊宏文君） 確かに枝が張り出しているとか、そういうのは感じながら、ただ花が咲くと身近なところを感じられていいと思うときもありますが、ただ車の目線からいくとそういうこともあるのかなというふうには認識しております。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 枝の張り出ているのは病気になっているてんぐ巣病の枝が多いです。ですから張り出ている枝には花あまり咲いていません。これは町民のほとんどの人が危険と感じていることだと思います。桜を植樹したのは町民の方々ではなくて、町の所有物ではないというのは理解しております。

しかし、町としても古殿の桜街道として広報ふるどのなどにも写真を掲載して利用しているわけですし、また車両通行の妨げにもなっていることを考えれば、町の所有でないので知らぬ、存ぜぬは通らないと思います。てんぐ巣病の原因の一つにカビやコケが繁茂していて桜の樹勢が衰えててんぐ巣病が伝染するということです。病気にかかった枝の除去はもちろんですが、消毒においてカビやコケの除去がもっともということです。第2間で予定しています森林環境譲与税の一部を使つての桜の消毒事業にはできないわけですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

森林環境譲与税を使用しているというのは今のところは考えてはございません。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 今のところ考えていなくても、譲与税を使つての事業とすることは可能ですかと聞いたんです。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

それについては、ちょっと調査しなければ分からない部分ではあるのかなというふうに思います。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） ここはぜひ研究していただいて、そしてそのほかにも該当する補助事業があれば事業として取り上げてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

桜は町の広報などに載せるだけあって、桜の開花の時期には見事な桜街道であります。そして、カメラを携えた町外の人たちが集まってもくれます。これはこの町を紹介してもらう手段の一つです。それだけに消毒をはじめとする桜の手入れは必要ですが、一般財源だけでの事業としては町として負担が大き過ぎるので有利な補助を見つけてからの事業になると思いますけれども、桜が根元から枝先までびっしりとついているそのコケを見ますと、桜が悲鳴を上げているようにも見えますので早々な手当が必要です。2級河川ですが、河川沿いの桜ですので副町長にも尽力をいただいて該当する補助事業を早急に見つけて桜の消毒をお願いいたします。前回の桜の手入れから何年たつのですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

ちよつとはっきりした時期は記憶しておりませんが、10年以上はたっているものなのかなというふうには考えます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） そのときの事業の内容はどんなものだったんでしょうか、10年前やった工事。工事業業ですね。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

私も補助金を使ってやったという話はお伺いしてはいたんですが、実際どのような事業だったかというのはちょっと詳しくは把握してはないところでございます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 先ほども申したとおり、有利な補助事業を早急に見つけて対処してほしいと思います。では、3点目に移ります。

中山間地域総合整備事業の中で建設され、その後町に移管されたと思いますけれども、今後、これみどりの風公園ですね、その維持管理は面積も広いだけ大変であろうと推察します。まず、草刈りなどの公園の維持管理はどのように考えているんですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

みどりの風公園につきましては、実際は昨年度、令和5年度からということだったんですが、その際には草刈りについてはシルバー人材センターにお願いしたという部分と、あと職員でも一部草刈りを行ったというようなところでございます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） シルバー人材センターなり地元の団体をお願いしての管理が一番手取り早いと思いますが、行政ですから最少の予算で最大の効果を得ることは大事です。竹貫区では6月から9月までの第1日曜日に朝の奉仕作業として主に町道の法面の草刈りをしています。それだけにいつもさっぱりしています。

また、各地の神社や観音様などは昔からその地元の人たちの協力で維持管理されています。三株の公園は人家からかなり離れているだけに、奉仕での草刈りとはいかないと思います。今後町全体で地元の自然に親しんでもらう風潮も醸成すべきで、花いっぱい運動の一環とすることも大事であろうと思います。今後人口の減少の中、町税の減収も予想されます。それに備えた考え方は必要でありますし、その辺のことはどのように考えますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） そういった管理については先ほども前の議員さんのときにもお話ししましたが、なかなか難しい状況にはなっているというようなこともあります。地元の人に協力をお願いできればいいと思うんですが、まず今お話のあったように、みどりの風公園については民家からも離れておりますし、なかなかそういった部分での管理というのは難しいものなのかなというふうには感じております。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） その辺のことは今後の課題として考えていただきたいと思います。

今年、大久田越代のサクラが満開の時点で、三株みどりの風公園の桜はまだつぼみでした。この公園内の山桜は福島県内でも最も遅く開花する山桜です。それだけでも貴重なものですし、群生しているのでなおさらですが、町の所有でないということですが、山桜の太い枝が多く枯れているのが気になります。樹木医などに見てもらふべきと思いますけれども、どのように考えていますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

三株の桜については大部分の所有というのが団体の所有と、町の所有ではないというようなことで、一部みどりの公園内の桜もあるんですが、実際古殿町内にはいろんな桜があるのはお分かりだと思いますが、確かに越代のサクラについては県の文化財にもなっているというようなことで、そういった樹木医さんを入れて管理しているというような部分がありますが、ほかの桜につきましては町が直接そういったことをしているというようなものはないというようなことがありまして、特にその三株の桜だけそういったことをする、ほかの桜も含めてそういったことというのはなかなか大変な事業になるのかなというふうには考えておりますので、そこを重点的にやるというような考えは今のところはないというようなところでございます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 山桜は町の所有でないとしても、公園と山桜は一体として考えるべきと思うし、公園建設の折に重機で桜の根っこを踏み締めて、その結果桜が弱ったと、そういうふうにも考えることもできます。町としても何らかの対応は必要で、一度現地を確認していただきたいと思います。これ改めて申し上げますけれども、ちゃんと確認してください。

先ほども申し上げたとおり、県内で最も遅く開花し、珍しく群生している山桜ですので、その保護、病気の手当てなどは町としても気にかける必要があろうかと思います。

そして、その奥にあるキャンプ場には常に幾つかのテントが張ってあります。テントに来てくれている人たちに最も遅い桜をPRすべきでありますし、またその彼らにPRしてもらふべきであろうと思います。

県から町に移管される前に側溝の蓋、これグレーチングですね、が盗難に遭いましたけれども、その後の盗難防止対策はどのようにしたのですか。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えをいたします。

その後、グレーチングのところをコンクリート蓋の中に金属のグレーチングの一部を入れて盗難防止に努めて今現在進めているところでございます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） その結果は簡単には外せない重い、そういうふうな感じになったわけですね。

○議長（緑川栄一君） 地域整備課長。

○地域整備課長（矢内伸一君） お答えいたします。

今申し訳ありません。今言われた公園はボルト固定式のものに戻しましたが、町の中でもかなりグレーチングは盗まれております。その分についてはコンクリートの蓋に一部金属の部分を入れて、結局お金にすぐでき

ないと、壊さなければならないと手間を入れるというような形の物に交換してございます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 以前と違ってなりすまし詐欺とか投資が名目の詐欺、また神社仏閣の銅板ぶきの屋根が剥がされて盗難に遭うような物騒な世の中になってしまいました。町としても公共の建物に防犯カメラをつけましたが、グレーチングなどを簡単に外されないような工夫をすることを願って次の質問に移ります。

第2問の森林環境譲与税にいきます。

今年度の森林環境譲与税は約4,000万もの歳入を見込んでおり、我が町の森林の保全、維持管理等に必要な作業道の整備開設などに使われていると思いますけれども、町長の挨拶にもありましたが、広葉樹再生事業などの構想もあるようで、その中身はどんなものなんですか、伺います。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） 答えいたします。

広葉樹の再生事業につきましては、これはもともとやっておりました、ふくしま森林再生事業、その一環ということもあって広葉樹に特化した管理をするということで、こちらのほうには譲与税の財源としては使われてはおりません。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） では、針葉樹から広葉樹への樹種への転換するとき、何らかの補助の対象にはなるわけですか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） 答えいたします。

森林再生事業については今までずっと針葉樹のほうの再生事業ということだったんですが、針葉樹につきましては令和7年までの事業ということになりまして、それ以降は今度広葉樹のほうに力を入れようというように、それは震災関係でもともとキノコのほだ木に使っていた物が使えなくなったということで、広葉樹林が荒れているというようなこともありまして、新たに広葉樹林の再生事業を行いたいというようなことで行ったというようなこともありまして、針葉樹のほうから広葉樹のほうに切り替わるというようなことでございます。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） これ、山の所有者の意向次第ですけれども、広葉樹には生物の多様性と豪雨の際には山での保水力も期待できますし、また河川の堆砂の減少にもなると思います。今、広葉樹再生事業も聞きましたけれども、今後のことですが、せめて公有林だけでも広葉樹にすべきだと思いますけれども、改めて町の考え方を伺います。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 町有林につきましては、計画の中においてその様々な時期によっては皆伐しながらやってきました。造林の中においてはまず基本的に杉ということだったんで、当時は。ここに来てはその樹木の転換も図ることができますので、やはり今、議員ご指摘のような広葉樹に転換していくということも計画の中に組み入れていくことができるということがありますので、そうしたこともしっかりと検討していくものだという

ふうに思います。

あと将来の中において、これ林家の皆さんも今針葉樹で花粉の関係とかいろんな指摘もあります。また、森林に対する収入、そうしたものを踏まえたときに、間伐は現時点で古殿町は林家の持ち出しがゼロで間伐、山の手入れという段階まではできます。ただ皆伐した場合の造林、それから管理、そうしたところも今後森林環境税等も踏まえた中において、その国の補助制度、そうしたことも見込んだ中において、皆伐のときの対応ということも模索していかななくてはならないというふうに認識しております。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 広葉樹よりも針葉樹のほうが経済的にもお金になる、そういうふうな考え方は今までずっとありますけれども、ただ広葉樹のほうが先ほど言いましたように、河川の堆砂、また豪雨に対する水の出方が早い、保水力があると、そういうことも考えながら今後町のほうでも事業を進めていくべきであろうと思います。中山間のこの地で春の芽吹き、秋の紅葉を楽しむことのできるような事業にも使ってほしいと思っています。

次の点を伺います。

森林環境税は一律に1,000円の課税ですが、中山間の我が町では間伐や作業道の開削などで譲与税は幾らあっても多過ぎることはないと思います。都市部では譲与税を使いたくても森林がないために活用先がない自治体もあります。我が町の温室効果ガス、これは二酸化炭素ですね、削減活動に通じてもらうカーボン・オフセット契約をどのように考えていますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） 答えいたします。

まだ具体的には検討に至っていないような状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 補足させていただきます。

カーボン・オフセット関係はその量的なものの試算、そうしたもののやり取りがどういうふうな形でうちの針葉樹では何ぼ出るのかと、そうしたものと例えば企業さん相手だったらそのとのやり取りの、トータル面の対応が数値として表れることによってそのカーボン・オフセットが成立するというふうに思います。そうしたところのデータがなかなか難しいのも現状です。今までもその試算をしてきた経緯はあります。

あと森林環境税で一つ、町が全体面積の約8割森林ですね。だけれども、それが全部反映されての配分率ではないんですね。人口割もあるんですね。だからそれは地方の自治体として、やっぱり森林環境税だから森林面積を優先してもらいたいという願いはさせてもらっています。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 我が町の森林再生、また持続可能な開発目標SDGsの観点からも事業費の獲得のためにも調べて、調べるのはこのカーボン・オフセットよく調べて研究していただいて、そして成果を出してほしいと思います。よろしくお願いいたします。

第3点の環境税の説明という点で伺います。

森林環境税は今年度から国税として1人1,000円を町が賦課徴収することになっていますが、私自身も見過

ごしもあるかもしれませんが、これまで町民に対し森林環境税の内容や賦課方法を説明したのかと思っていたところ、今月6月12日に町県民税税額決定通知書の中に総務省のチラシが同封されてきました。皆さんにも届いているこのチラシですね。このチラシの中で、森林を守るとは私たちの暮らしを守ること、令和6年森林環境税が始まります。国民一人一人が森を支える森林環境税となっています。ただ、これだけのチラシで国民みんなが本当に新しい税金として理解できるのかと思って、本当に情けないなとそういうふうなチラシと私思っております。

国がもっともっと本当に説明責任を果たすべきですが、実際森林環境税を今月25日には徴収するわけでもう遅いのですが、町が賦課徴収するわけですから、そして増税となるわけですから、何らかの方法でもっと分かりやすい説明するべきと思いますが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） 答えいたします。

福島県の森林環境税が平成18年度から令和5年度まで賦課徴収されていまして、決して増税というわけではないと考えております。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） 分かりました。これで私の質問を終わります。

〔「森林環境だからあまり……」の声あり〕

○9番（松崎法通君） だから私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（緑川栄一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（水野博枝君） 大変失礼いたしました。

福島県では平成18年から始まっております。今年度令和6年から国税として1,000円新たに徴収されております。大変失礼いたしました。

○議長（緑川栄一君） 9番、松崎法通君。

○9番（松崎法通君） いろいろと説明ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（緑川栄一君） これで松崎法通君の質問を終わります。

〔「議長、まだちょっと9番に時間あるから聞いてもいいよと言われているんだけど、いいかなと思って、森林環境税のことでちょっとお聞きしたい、関連」の声あり〕

○議長（緑川栄一君） 9番議員の残の時間内で9番議員が認めればいいですよ。

○9番（松崎法通君） 8番議員の申出のとおり、私は残りの時間、8番議員に質問させ……

○議長（緑川栄一君） 関連ということでいいですか。

○9番（松崎法通君） 関連をお願いします。

○議長（緑川栄一君） では、あくまでもこの関連だけですね、森林環境税に関してということで。

8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） お許しを得たので、ちょっと私も勘違いしているかも分からないから、ちょっとお聞きしますね。水野課長さんには聞かないで、総務課長に聞きますかから。

これ、森林環境税ってちょっと前からいわゆる繰り越して前から来ていたでしょう。それ、4,000万来ていたんですか、4,000万。

〔「4,000万、今年度」の声あり〕

○8番（木戸久康君） 今年度でしょう。そして、町長がさっき言ったとおり、これ私の認識では東日本大震災の復興特別所得税がもう終わるんでね、今年で。それでそれに合わせて今年からその森林環境税を開始するということですね、そうでしょう。そして、そのために前倒して、今言ったとおり6年ぐらい前からずっとやっていたと、来ていたと。それで、これは言ったとおり1回国に一括納入するわけでしょうでしょう、一括納入。それで国から今度は目的税として配分されるわけですね、目的税。それにはさっき言ったとおり、山の面積ばかりではなくて山に関わっている人とか、人口とか、そういうものの関わりがあってやるから、都会のほうの山の少ないところでは変な話もらっても困ってしまっているというようなのが現状なんですよ、使い道がなくて。ところが、ちょっと聞くとね、さっき来たもの余っていれば基金に積んでいると言ったけれども、基金に積むことはできるんですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

まず、この森林環境譲与税でございますが、令和6年に今年初めて課税になるということで、国民の方々から負担をいただきます。もう4年、5年ぐらい森林環境譲与税として町では2,000万円程度から徐々に増えてきて今度4,000万になるということすけれども、その財源につきましては、国は借金をして、それで市町村に配賦してございました。

いよいよ令和6年から国民が負担するというので、いよいよ徴収したものを配するというような形になるんですけれども、基本的には基金に積んでもよいというのが最初からそういうスタートで始まってございますけれども、あまりに基金に積む市町村が多過ぎて、有効に使えというような指導が入りまして、現在、古殿町では頂いた税はほとんど使用してございます。先ほどの使い道、答弁させていただきましたけれども、そういう形で使わせていただいております、基本的には基金積立ではないような、令和5年度ですね、ないような状況でございました。

○議長（緑川栄一君） 8番、木戸久康君。

○8番（木戸久康君） ない状態でしょう、大体ない状態。基金に積むこと自体がおかしいんですから、目的税なんですから、国ではね。それで、縛りを少しずつ弱くして、最近は国産の産材を使った建物とか、例えばそういうのにも充当してもいいですよ、だからなるべく使ってくださいよというような方針になってきたでしょう、今まではこれであげますからと言って。国というのはそういう方針はしますから、目的税というのは。目的税なんていうのは一番本当にもってのほかなんですからね、だって使えなければ返せということですから。これに使って、使っていない余りは返してくださいよということですから。

だから、さっき私聞いたのは何か基金に積んでいるというから、そういうことができるのかなと思っていたわけで、これ使いようによっては、今度はそういう町産材とか何かを使うようなことがあれば、かなり利用できるような形になるのではないですか、この森林環境税で。多分だよ。私全然分らないけれども、そういうふうになるようなことになるから、しっかり見つけてやったほうがいいですね、見つけてやったほうが。山に

木植えるとかそんなのばかりではなくて、そういうふうにやったほうがいいと思う。人件費にも多分流用できますよ、たしか。林野、林農、林家とか何かの人件費にも充当していいというふうになっているように見えますよ、多分ね。そんなものです。だから使い方によってはいい森林環境税だと思いますよ。ただあまり使い方がその目的税というのが、あまり気に食わないんだよね、実際はね。

そういうことで終わります。

○議長（緑川栄一君） これで松崎法通君の質問を終わります。

暫時休議いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（緑川栄一君） 再開いたします。

◇ 岡 部 淳 一 君

○議長（緑川栄一君） 続いて、7番、岡部淳一君の発言を許します。

7番、岡部淳一君。

〔7番 岡部淳一君登壇〕

○7番（岡部淳一君） それでは、選挙後初議会において一般質問をしたいと思います。

これから4年間お付き合いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本日は3問について通告をしておきましたので、質問をしたいと思います。

第1問、行政と住民をつなぐ区と班の現状と今後の方向性。

これまでの区と班の在り方は社会的な変化の中でも多くの関係者の努力により、町の役割と住民自治において日々の営みを支えてきました。しかし、ここに来てパソコンやスマホの影響があるにしても、それぞれの町民を取り巻く状況が大きく変化してきました。特に町なか、山間部関係なく限界集落とも言える状況とともに、班体制がなくとも生活に支障がないような話まで聞かれるようになりました。しかし、その土地で生きる、その場所で生きるための地域のつながりの大切さはあの東日本大震災や原発事故で証明されています。そこで伺います。

第1点、これまでの行政と区・班の体制への改めての認識は。

第2点、この体制の中で変化してきていることは何か。

第3点、班を辞める町民が多くなってきた。町からの情報伝達の方法は。

第4点、災害発生時における情報伝達などの問題点は整理されているのか。

第5点、限界集落とも言える状況の認識と対策は。

第6点、行政関連の人選が難しくなっている。その対応策への考えは。

第2問、農業を取り巻く状況変化と町農業の行く末は。

本年5月に国の農業基本法が改定されました。これまで国内農産物の自給率を高めることを基本方針として取り組んできましたが、ここに来て輸入農産物が増加する中、国内農産物自給率が下がる一方でしたが、今回の改定によって国内自給を投げ捨て、輸入により食料を賄う方向にかじが切られました。日本の農業・農家は何を目指すべきなのでしょう。我が町の農業も推して知るべし衰退の一途をたどっています。今話題の消滅可能性自治体となってしまいます。そこで伺います。

第1点、国が考える農業の方向性と、地方の実情、実態の違いに対する認識は。

第2点、町農業の実態と専業・兼業の推移は。またその状況での年間収入の推移は。

第3点、町における兼業農家の実情と今後の取り組み方をどう考えているのか。

第4点、担い手農家支援だけでなく、兼業農家への支援も必要。農機具更新などでの支援に踏み切るべきではないか。

第5点、農業全体の底上げをするための国県への働きかけを強めるべき。その動きは。

第3問、公共工事不正事件に対する姿勢と考え方。

我が町と広域連携を深めてきた石川郡内において不正事件が発生。3名の逮捕者を出し、現在も引き続き捜査が行われていることが報道されている。この事件は当該自治体と住民はもちろんのこと、取り巻く町村と住民にも大きな衝撃を与えています。あつてはならない事態ながら国内の多くの自治体、そして県内においても同様の事件が発生してきました。我が町には関係ないとしながらも、この事件を契機として次の項目を質問します。

第1点、今回の事件に対する自治体の長としての認識は。

第2点、石川管内で発生した事件として、町村会長としての見解は。

第3点、なぜこのようなことが起こったのか。

第4点、我が町におけるこれまでの公共工事をどう顧みるのか。

第5点、今後の対応として具体的に示す考え方は何か。

以上、3問質問をいたします。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

〔町長 岡部光徳君登壇〕

○町長（岡部光徳君） 7番、岡部淳一議員の第1問、行政と住民をつなぐ区と班の現状と今後の方向性のご質問にお答えいたします。

第1点目、これまでの行政と区・班体制への改めての認識は、についてであります。地域コミュニティーの維持の上で必要な体制であると認識しております。

第2点目、この体制の中で変化してきていることは何か、についてであります。少子高齢化、人口減少が進む中で班を構成する世帯が減少するとともに、世帯を構成する人員も高齢化の傾向にあると捉えております。

第3点目、班を辞める町民が多くなってきた。町からの伝達の方法は、についてであります。班外の方への広報紙等の情報伝達方法については、班外の一部の方については区長が直接配布しております。また、一部

の方につきましては役場に直接取りに来ていただいております。

第4点目、災害発生時における情報伝達の問題点は整理されているのか、についてであります。防災行政無線、広報車による伝達やホームページ、携帯電話への緊急速報メール等のソーシャルネットワークサービスの活用及びテレビ、ラジオ等の放送を活用するなど避難情報等を提供します。

第5点目、限界集落とも言える状況の認識と対策は、についてあります。現状の中で対応することが基本であると考えております。

第6点目、行政関連の人選が難しくなっている。その対応策は、についてあります。難しくなっていることは認識しております。

次に、第2問、農業を取り巻く状況変化と町農業の行く末は、のご質問にお答えいたします。

第1点目、国が考える農業の方向性と、地方の実情の違いに対する認識は、についてあります。国の政策は全国一律であるため、我が町のような中山間地域にはそぐわないと思われるものもあると感じております。

第2点目、町農業の実態として専業・兼業の推移は。またその状況での年間収入の推移は、についてあります。農業センサスでの調査結果では、専業、兼業農家数については令和2年の農業センサスから調査が廃止されたため推移を把握できませんが、農業所得が主の専業農家の数は平成27年と令和2年を比較すると7軒の減少、農外所得が主の準専業農家数は97軒の減少、副業的農家が14軒の減少となっております。また、年間収入の推移についても農業センサスの農業産出額を見ると、平成27年から3億円程度減少しております。

第3点目、町における兼業農家の実情と今後の取り組み方をどう考えているのか、についてあります。高齢化や後継者不足、また米価下落や肥料等の高騰により兼業農家を含め、農業は大変厳しい状況が続いていると感じております。今後は地域計画や農地中間管理事業により、農地の集積集約化を進めることが重要であると考えております。

第4点目、担い手農家支援だけでなく、兼業農家への支援も必要。農機具更新などでの支援に踏み切るべきではないか、についてあります。今のところその考えはありません。

第5点目、農業全体の底上げをするための国県への働きかけを強めるべき。その動きは、についてあります。農業委員会として国への要望活動等や町としても県との意見交換会など定期的に行っております。

次に、第3問、公共工事不正事件に対する姿勢と考え方のご質問にお答えいたします。

第1点目、今回の事件に対する自治体の長としての認識は及び第2点目、石川管内で発生した事件として、町村会長としての見解は、についてあります。残念なことであると思っております。

第3点目、なぜこのようなことが起こったのか、についてあります。分かりません。

第4点目、我が町におけるこれまでの公共工事をどう顧みるのか、についてあります。しっかりと対応してきたものと思っております。

第5点目、今後の対応として具体的に示す考え方は何か、についてあります。今後においてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） それでは、3問につきまして再質問をしたいと思います。

ふだん私声が大きいんですが、今日はちょっと調子が悪いので声が小さいかもしれませんが、しっかりとお

聞きをいただきたいと思います。

まず、行政と住民をつなぐという関係のこの第1点について伺いたいと思います。

いわゆる地域コミュニティとの関係、行政と区、班の体制というのは必要である。これがなければなかなか町の行政としての在り方が住民に伝わらないということがありますけれども、当然それはそういう必要だということで物事を見ることは当然のことだと思いますけれども、現段階、今の段階で次の第2点とも関連しますけれども、その状況の中でこれまでやってきたことが、いわゆるそれでよかったのか、そのことに何らかの変化をもたらす新たな対応をすべきだ、そういう方向性のことについては役場内で話し合いがされておりますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

区及び班との役場との関係におきましては、まず令和2年度に会計年度任用職員という制度ができまして、それで報酬ですね、区長さんへの報酬というものが出せなくなりまして、区長さんの役目に関しましては委託料として契約を結ばせていただいて、その支払いの名目は委託料ということになって、町の行政の一役を担っていただくというような形の委託をしているところでございます。

班に関しましては同じようにちょっと見直しをしまして、町との関係というのはそこが大きく変わった点でございまして、現実にはお願いしている状況は何ら変わらないというようなことは、役場内でもその当時いろんなことは考えさせていただきましたけれども、例えば補助金の在り方、そういうものについても委託料に含められるかなどを検討させていただきましたけれども、今のところ大きな変化はないというような状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） いわゆる必要であることを認める、またこの体制の中で変化してきたのは少子高齢化等々の状況だと。その中でいわゆる区長に対する問題、班長さんに対する問題については若干の変化が伴ってきたというけれども、中身については変わっていないということは従来の行政日より等については区長を通して配布する、その体制については変わっていないと思うんですけれども、それが今後どういうふうになら変わるのか、どうかあるべきなのかについては話し合いはしていますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

その点につきましては、今後の展望という形になると思いますけれども、そこまでは至っていないという状況でございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 私がこの問題を取り上げようとした問題の発端は、これは各区に共通する問題ですが、班を辞める町民の方々が増えてきている、そして区長さんが配布物を届けるときに、班であれば班の中の何人分を一括で届けるというこれまでの形ですけれども、しかし辞めた人には1戸に対して必ず配らなければならない状況が伴うということなんです。ということは、簡単に言うと私は下松川で区長もやっていたので、そのことから述べたいと思いますが、現在24班あります。しかし、班を辞めたという状況になってきている状況に18戸あります。ということは、班体制が18戸増えたと言っても過言ではないんです、一戸一戸必ず配ら

なければならないんですから。ですから、この状況になっているときに今後検討するということではなくて、なっていることをどう見るかという検討を始めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

議員ご指摘の点については、まさしくそのとおりの点はあるかと思います。ちなみに転居などをされた場合、窓口においては隣保班及び行政区への加入のお願いをしております、それで加入しなかった場合には広報ふるどの、行政だよりなどは取りに来ていただくような形になってしまうということはお伝えしているところですけれども、現状でその班外のほうに離れてしまうということに関しましてもあると認識してございますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） いいですか。今の町長の答弁の中に町が防災無線や行政だより、町のホームページ等で様々な状況をお伝えするというような状況、この下の段階でもありましたけれども、その前の段階で、そういう町の行政のありようを伝えるための手段というものがこれまで確立されてきた区長さん、班長さんによるいわゆる紙媒体のものを配るということなんです。しかし、その紙媒体を配るという状況がなかったら町の状況、町が今何をしているのか、今住んでいる住民はどういう状況の中で生活をしているのか、町の施策は何なのか知ることができない、そういう状況がはや発生しているんですよ。ですから、この状態になったときに、もう一步進める形で町民にお知らせをする方法を考えていかなければならない状況になってきている、これは私間違いない状況だと思うんですが、町長はどう考えますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 私は全ての区長会に出席はしておりませんが、機会捉えて出席させていただいた中において、そうした議論がありました。その中で一つ、協議の中でそれは実現はしておりませんが、対案として月2回の配布があります。そういうのを1つに、1回にするとか、そうしたいろんな声を伺っています。そういう意味では、議員ご指摘のような今後の状況、また現在の状況踏まえた中におけるその対応、様々な角度から模索していかないとならない状況には来ているというふうな認識はあります。

しからば、それをどういう形でやっていったらいいかというふうな中においては、今後のこのDX関係、そういういったものも模索しながら効率的にできるようなそういったことが重要になってくるのではないかなというふうな一つのイメージというか構想というか、そういった認識は持っております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 町長が言うように効率的なやり方を探していく、これは当然あるべきことなんですけれども、今少子化、それから少子高齢化、それから人口の減少の中で起きている事態がこういう事態なんです。そうすれば、当然今後これが加速度的に進んでしまうという状況があります。

私は行政の流れの中で、この区、班の体制が崩壊したならば、行政のありようは伝えられませんよ。これは町民はいわゆる税金を支払いながらも基本的には町が一定の役割を果たしてくれることを望んでいるわけです。ですから、そのためにも皆さん方の税金がどう使われているかということをお知らせをする、そのことによって町民がその町の姿勢を理解する、こういう交互作用を持って初めて行政と区、班体制が成り立つわけですよ。

ですから、これは今後取り組むために何をするかという問題ではなくて、今何をすべきで、あしたからということが迫られると思いますが、そういう喫緊の課題、緊急的な課題としての認識はどうですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） そういう意味合いで申し上げれば、今その危機的な状況ということを前提で申し上げれば、この危機的な状況は共有しなくてはならないと思います。その上で町ができるものが100だったものが90になったり、80になったりしている、ではその分のリスク分を町民の人も対応しなくてはならないと、そういうふうなことの共有が必要になってくるというふうに思います。それが現実その状況があるとすれば、そここの認識もやっぱり持っていただかなければ相互の対応というのはなかなか難しくなってしまう、偏りではいけないというふうに思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 相互の対応は当然のことです。これは一方的ではないですからね。ですからそれは大切ですけれども、しかし一般的に住民が考えているのは、町がやることだというふうな捉え方ですよ。町が何をしているか行政だよりで知らせる、広報無線で知らせるということは町がやるべきことをたんとやっているという捉え方であって、町が私たちのためにどういうことをしてくれているのかという相互の関係になっているかというのはなかなか難しいと私は思います。

しかし、今、町長が言うように、そのある意味のリスクをお互いがしょいながらやっぱり住民生活を守っていく、住民自治を確立していくという、そういう状況の中でも一定の負担が必要だ、そのためにはそのことを理解してもらわなければ、その話は進まないというふうに私は思います。ですから、区長会、それから町と区をつなぐ関係の中のような様々な会議の中では、その辺の具体性に富んだ提案をもっと強く打ち出しながら進めていってもらいたいというふうに思いますけれども、どうですか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 議員ご指摘のとおりだと思います。

その共有がなかったらば、進展もないというふうに思います。ですから、現実を踏まえた中においてやはりその辺は対応しなくてはならない。今までの結果、改まった席での対応は私としてはしておりませんが、機会を捉えた例えば一定の身近な区長さんはじめ、老人クラブとかいろんな機会であつちやうとさせていただくときがあります。そういう意味でやっぱりそうしたリスクの共有、そういったものをお話しさせてもらったり、お願いをさせてもらったりした経緯がございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） これは相互関係ですから、片方だけがそのことを思っているでも伝わらない話です。ですから、その辺はしっかりとやっていかないと単純に今社会現象として起きている状況、それは少子高齢化によって自治体が消滅するかなのような話が出回っております。私はその話自体をそのまんま受け取るつもりはありません。それはそのために頑張っている自治体があるということがある意味抜けているかなのような話になり、多くの自治体から疑問符がついておりますので、その点についてはしっかりと今後も各自治体の中における取組方というものは見ていかなくてはならないと思います。そういう状況の今後の作用によるお互いの努力が必要だということで進めていくことは当然のことだと思います。

この事態の中でもっと具体的なところを一つ聞いておきたいと思います。

これ、班を辞める人が多くなっている。班を辞めるということは要するに班でやる様々な町との関係におけること、いろいろあります。これはもう単純に言えば今度の7月の第1週の草刈り等々もそうでしょうし、様々な意味合いでそうです。関係してくると思うんですが、この辞めた人に対することは区長さんが今後どういうふうにしますか、行政だより等の配達は区費を払ってもらったならばしなければならない、しかしそれは要りませんというような様々な状況になってきているそうです、現段階で。

それで町としては取りに来てくれ、要するに行政だより等の文書、紙媒体を取りに来てくれ、これだけでは済まないと思うんですが、これは何か新たな手だては、いわゆるホームページや様々なものがありますよ、今のこの我々の周りには。しかし、それはホームページを見ることができる人、スマホを使うことができる人、そういう人が関連するのであって、少子高齢化の中では年寄りだけの家庭もあるわけです。ですから、そういう状況の中でお聞きしている現象の中で、いわゆるどう町の状況を知らせるかというもう一歩踏み込んだところはどう考えていますか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

納税通知と、また健康診断等のダイレクトで行くメールのほうはそういう情報はつながりますけれども、ダイレクトに行かないものについては、その手だてが実際のところは戸別受信機、あとは屋外の子局、そういう情報源しかないというような状況にあると思います。それをどのような形で解決していけばいいかというのは今後の課題であると認識いたします。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） この今私が言ったことに対して、答えをこの場で述べてもらいたいという意味合いは私はありません。しかし、この問題は今後、先ほどから同じこと言っていますけれども、ますます強まる状況になります。そうすれば当然古殿町に住んでいて区に属しない、区には属しているけれども、班には入っていない、そういう状況の人がますます多くなることは間違いありませんので、このことも先ほど来の話の住民とのいわゆるお互いの相互関係という中で起きてきている現象の一つとして、今後しっかりと考え、対応していかなければならないものというふうに私は思います。

これは古殿町だけの問題ではありません。いわゆる人口減少、少子高齢化の中では全国的に起きてきている状況なので、多分にこれは他町村の動向、それから県や国の動向も見ながら、いわゆる様々な対応をしていかなければならないというふうに思います。

その状況の中で、いわゆる国県との関係などで言えば、災害発生する、いわゆる大地震、それからゲリラ豪雨、そういう様々な状況に対応していくときには、ある意味いわゆる先ほど言ったように防災無線や、伴うものとしての様々な電子機器等を使ったお知らせ、最後にはテレビやラジオのお知らせ等々になりますけれども、これ何か起きたときにすぐさまと言ったらば、一番はその住んでいるところの隣同士が連絡し合って、危ないから逃げろということで逃げて命が助かるという問題も様々今、能登半島地震でも東日本大震災の状況でも言われております。ですから、そこも非常に大切なのでその観点からも区、班の体制と地域の隣同士の体制が非常に重要だと私は思うんです。

ですから、その観点で防災の状況の中での考え方も持つべきだと思いますが、この点についてはどのように考えておりますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 危機管理という中においては、これ議員ご指摘のとおりだと思います。ただそれが例えば横川竹貫の環境、それからうちのほうの山間部の山上の環境、それから1戸ぽつんと一軒家ではないですけども、そういう環境、この辺の環境、そうしたものを考慮しながらその対応していかなくてはならない、そういう意味で今差し当たってできているものは緊急通報システム、さらには戸別受信機、そうしたものがあります。そして、身近な消防の皆さんもそうした有事の際の対応はイの一番でやっていただく、次に建設関係の皆さんとか、それこそ今、議員ご指摘の隣保班をはじめ区の関係、この辺の連携は取れているというふうに思っています。

ただ、今後のそうした有事の際のものをもっと強固にしていかななくてはならないというふうなご指摘はそのとおりだというふうに認識します。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） ここは今後の取組としてぜひ強めてもらいたいということを私は訴えているわけです。そして、その中で私が心配しているのは第5点で挙げたように、限界集落と言われるいわゆる状況が生まれてきていると、これは私も前置きで言ったように、町の中であろうが山間部であろうがどこでも起きているんですね。いわゆるこれまで班の体制を組むことができた2軒でなくて5軒あった、それが3軒になって今消滅しかかっている、それは山間部の状況と町の中のその密度の違いはありますけれども、町の中でも竹貫地区においても班の再編をしたという話を聞いておりますけれども、そういう状況ありましたか。

○議長（緑川栄一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木一彦君） お答え申し上げます。

竹貫区内であったということは認識しておりますし、下松川区内でもあったということは認識しております。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） そうですね。ですから、町の中でももはやその班体制が組めないような、いわゆる限界集落というのは基本的なところは60歳以上の人でいわゆる戸数が少なくなっているというようなことらしいんですけども、そこには少し幅がありますが、そういう状況がどこにも出てきているんだと。だから先ほど町長が言ったように認識と対策、私伺いました。現状の中での対応ということは現状がそうあるということは認識しているけれども、対応についてはどんな対応策というものを考える具体はありますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 先ほど申したように、一定の対策はしているというふうな自負はしております。

ただ今後において、その現況を、現状を踏まえた中においての対策、これはやっぱり慎重にやっていかなくてはならないというふうに思います。

あと一つ、ここの議論の問題ではないんですが、今、議員の発言にもありましたように限界集落とか、それから消滅可能性自治体とかという表現が発表されましたよね、一定の方の組織の中において。これには私は違

和感があります。それは基礎自治体としてでき得る対応、対策を講じてきているにもかかわらず、軽々に言われてしまうような状況ではちょっといかがなものか、というよりも声にしたいくらいの気持ちになっておるということは、ちょっとお申し伝えておきたいというふうに思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 私も今、町長が言われた気持ちと同じです。あの発表があったとき、これ2回目ですね、この消滅可能性自治体。いわゆるその前のときにはもっと露骨になくなってしまいう自治体と言われましたけれども、何を言っているんだと、そんなことあなたたちが決める問題かと私思いました。それはどこの町だって頑張っているんですよ。古殿町だって頑張っています。定住移住様々なことを考えながら頑張ってきました。

しかし、人口減少のいわゆるこの進まり方というのは地方自治体だけではもうどうにもならない、これは国の政策によることが私はいつも言っているとおり大きなものがあると思いますので、その観点上からこの問題は見なければならぬと思っていますので、その辺の状況については、いわゆる今後も町も我々議員もしっかりと対応しながら取り組んでいかなければならないということです。そこは改めてその状況、状況下において私も質問はしていきたいと思いますが、ぜひともそういう状況を調査し、調べ上げ、その中で住民がどういう考え方や要請、要望を持っているかを確かむことも大切です。そういう状況の中でぜひ取り組んでもらいたいと思います。

第6点目になります。

これ、私も下松川の自治体の中で、民生委員等々の地域になれば地域を守れないという人選がなかなか難しくなっている、この状況について伺っておりましたが、このことについても認識はしているけれども、ではどういう手だてを取るのかという問題になるんです。だとすれば、当然これは区の体制や班の体制を熟知している各区の区長さんやそういう人たちと関係者等々との話し合いによってこれをなるべく受けてもらえることがお互いの社会を守ることなんだ、隣の人と一緒に生きることなんだ、そういうふうになっていくと思いますから、これも認識しているということだけではなくて、ぜひとも一歩進めるということで取組を強めてもらいたい、そのことをこの質問の最後に申し述べておきたいと思います。

次に、第2問に入りたいと思います。

農業を取り巻く状況というのは、これまで日本の農業というのは自給率を高める、このことを一つの目標にしてきたわけです。

しかし、自給率を高めるところから外国からの農産物がどんどん入ってきて、その実態はいわゆる自給率が下がりに下がってきている、これは統計が出ております。いわゆる年度は申し上げませんが、七十数%から30%台まで下がってきているという実情がありますので、この状況の中で改めて今度の農業基本法の問題というのは大きな問題があります。これ国会で大議論になりました。

もちろんこれはもう制定されましたので、その方向性は出ましたが、その中に我々が一番これまで心配してきたようにミニマムアクセスということで米の輸入を70万トン、アメリカからやっております。こういうことを続けておきながら、いわゆる日本の農業をどうしていくのかという方向性を示さなかったら日本の農家はどうか生きていくのかという状況になりますよ。

ですから、そのことも含めて地方自治体としてどうするのかということが問われてきています。これは地方自治体でどうするからこれを改善できるというほど簡単な問題でないということは、これまで何回も町長とも議論してきたとおりですので、その点は国の施策によるものということが私いろいろの資料等を読み取るとそういうふうに感じられます。

そして、その状況の中で古殿町の農業の実態というのは、これ令和2年度までは県勢要覧というものが発行されていて、その中に一覧表として出されております。今この要覧は県のホームページで全部出ております。福島県の中で古殿町という形で出ている市町村勢一覧という、これはほんの一部です。古殿町に関係するところ18ページあります。こういうものは役場としてはしっかり見て、今の状況はどうだかは検証しておりますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

実際その要覧関係のものは見ていなかったということで、ちょっと調査不足だったかと思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 令和2年度までは冊子できっちり出して、毎年私は町役場を通してそれを買っておりました。それが令和3年度からは出ておりませんが、こういう形で県のホームページに出ております。これを見ますと、いわゆる古殿町の農業がどういう状況にあるかということが発表されております。農業経営体、いわゆる全数で334、専業が30、準主業が56、副業的が248、合わせて334という古殿町の農業の経営体だと。ということは古殿町の農業というのは専業でやっている方もおられるけれども、圧倒的にいわゆる兼業農家が多い、そうすると兼業農家が多いということはどういうことかということ、農業で自分の生活を守る方向よりも農外収入で生きていき、自分が引き継いだ土地をつくっていくという単純な形をこれまで踏襲してきているわけですよ。

しかし、今この状況が崩れつつあります。古殿町の中でこの兼業農家と言われる状況の中での若者の動態について町は調べたことがありますか。

○議長（緑川栄一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐川文夫君） お答えいたします。

詳しく調べてはいないですが、状況として見聞きしたことですが、後継者の方は実際は古殿町と一緒に住んでいるんですが、そういった息子さんたちには農業をさせないといった状況の農家もあるという認識はございます。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） これ物すごく深刻な問題です。私自身が地域の人たち、町の中の若者たちとも話をしますが、その中で聞こえている声はいわゆる自分の代には米作りはやめる、代表するのが米作りです。兼業農家は米以外の主立ったお金になる作物はほとんど作っておりません。もちろん勤めながら生産物として山菜とかそういうことをやって頑張っている人もいっぱいいますよ。

しかし、一般的なその兼業農家の若者の実態というのは、もう自分がやるようになったら俺はやらない、ではどうするんだと、誰かにやってもらう、では誰かやってくれる人がいるのか、そうすると担い手農業を古殿町では推奨して支援をしてこれまで頑張ってきていましたけれども、それもなかなか難しくなっている

という実態があるんですね。そこに輪をかけたようにこういう話を聞いて、私も啞然としました。驚きました。俺の持っている土地の一部、これくれるからもらってくれないか、もらってくれよと、ではもらうほうの人はどういうふうに答えたかといったらば、あだ土手の高いところもらったって何になるんだ、要するに誰もつくりようがない土地の話なんですね。

しかし、このことを深刻に考えると、そういう土地は全て今後不耕作地になります。ですからそういう状況の中で、今後起きる状況はまさしく深刻な状況ですけれども、私が今言ったような話は町としてはいわゆる聞いた、それに対する様々な動きがあるということ聞いておりますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 少ない中においても私も耳にはしております。そうしたことは昨日今日の話ではなくて、一定の国の制度も含めた中において担い手の育成、もしくは支援等々の対応もしているというふうには思っておりますが、ただ現実的にはなかなかそこまではついていけない。農水省関係、答弁のほうにも農業委員会の立場の皆さんからも要望、またご意見等発してもらってはおりますが、私自身も農水省に出向いたときにはやはりまず一つはここでできる環境、そうしたものが今の国の制度では一律の中においてはなかなか補助事業等々も該当しない、ですからあと２段階ぐらい規制緩和しながら見直しをしてください、あとは農地を守る、農家を守ると言いつつも、実際はそんなところで厳しい状況が現実なんだと。ですから例えば、今の農地中間管理機構、古殿町で貸してはいますけれども、借りてはいないというのが率直に言った認識です。

そういったことを踏まえた中において、やはりそれを担ってくれる地元での機械の購入等々の支援も始まりましたが、ただそれが中心経営体と言われる中においてこの人たちが、では今議員ご指摘の条件の悪いところも担ってくれるのかどうかといったらやっぱり条件効率的に悪いところはなかなか難しい。そういう意味ではある意味、圃場整備、これは当時やられた圃場整備というレベルでなくても、そのミニ圃場整備的なそういうものもどうですかということは農水省のほうにはお願いはしているけれども、なかなか地方の一首長が言っても実現にはいかないけれども、ただそうした思いは伝えて、それをもって言っている、やっているではなくて、古殿町として今、議員ご指摘にどういうふうな対応をしていけばいいのかということは補足していかなければならない。それは現実もう目の前に来ているよと言われればそのとおりです。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 町長が言っているとおりです。今の現状は今の町長の言葉に集約されるような状況が今はやまかり通っているんですよ。そういうふうになってきているんですよ。ですから、これをこのままなんて言っていたらば、あっという間に遊休農地になり、不耕作地になり、荒地になって全てのいわゆるこれまで先祖代々つくってきたような山間部の所は全部ヤチャナギが生えて、もはや自然に戻ります。それも一つなのかなというふうにはこういう時代になれば考えもあるのかなと思うんですが、しかしそれでは古殿町の将来は全くどうにもならないという状況になることは、これはもう誰が考えてもそのとおりだと思います。ですから、私はそれを防ぐための一つの手段、そのことによって古殿町の農業が再生するとは言いません。

しかし、一つの手段として第4点で私はここで言っているように、これまで私この問題何度も取り上げてきました。いわゆる担い手の人たちに対して米農家の支援を行ってきました。コンバイン買うときに上限500万円までは条件の中ではやっぱり支援すると。しかし、担い手農家だけでは守っていけないのが古殿町の農業の

実態なんです。ですからその中では兼業農家の人があえてやめたいけれども、作っていく、そのことを考えている人がいる限り、この兼業農家が果たす古殿町の農業に対する貢献は私大きなものがあると思います。ですから、この人たちにも支援はすべきです。

私、古殿町のいわゆるハウス農家に対して毎年町がいわゆるビニールハウスの交換時期になったときに一定の支援をする、それは山菜農家に対してもそうだ、その支援はあってこそ続けられるものだというふうに私は思っております。ですから、兼業農家で田んぼだけつくっているところがトラクター、田植機、そういうものを買って換えるときに幾らかでも支援をすべきでないかと、それがある意味の公平さと、それから古殿町の農業を守るというために必要な施策だと思います。ですから、このことに踏み切るべきではないかということ、私一般質問で多分今度で3回目です、この話をするのは。ですから、今後の取組の中でこのことをしっかり考えてもらいたいんですが、このことについてもう一度お聞きします。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 議員ご指摘の提案も一つだと思います。ただその前に、古殿町としては皆様のご理解もいただいて中心経営体という皆さんに対して支援をするということにまず着手しました。そこには農業法人格持った方もおります。それから、グループの方もいます。ただその中で対応できるというふうな中で、今言う兼業の方、そこで負担を強いるから支援をすればいいということも一つだったならば、その方々がよく協議をした中において、では私は専門に勤めに出る、では農家のほうはその中心経営体の皆さん担ってくれないかというふうな協議もある中において、それで一つの農業経営体というか会社組織的なもので給料を払うような、そうした雇用の場というふうなことの視点も捉えた中においてのことも含めて、今の支援をしているふうな内容も考えておりますので、その辺の対応の仕方、受入れの仕方、支援の仕方というのをやはり今、議員が言われるそうした手法も一つだとは思いますが、まず現時点で我が町においてはそうしたことで着手しているということもご理解いただきたいというふうには思います。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 町が進めている方向性については、これまで私も提案もしたし、賛成もしてきました。担い手農業に対しては一定の支援をするべきだということは私も言っていましたので、これは当然のことです。しかし、この担い手と言われる人たちがこれから離れようとしている兼業農家の土地等を全面的に引き受ける、そういう状況になるかといったら、これは非常に難しいものが私はあると思います。

ですからその辺のことを考えながら、私は今後の問題としては進めていかなければならないということですが、今年度の2月23日に県が移住就農促進への支援拡充ということで、住居の整備や中古機械活用というものを打ち出しました。ということは、これは農業を支える意味では移住しながらも農業をしてくださいという意味合いに対する県の取組です。ですからこういう取組があってこそ一つの方向性が出ることは私もそのとおりだと思いますし、この中には当然中古機械、機械が必要だからということでこういう取組がなされているというふうに感じます。

その状況の中で新聞に発表になりました。農機具、種苗で過去最高、4月の農業物価指数は物すごい勢いで農業や資材、様々な物、いわゆる肥料、飼料等が上がっているということ統計的に出したんですよ。こういうふうになってくれば当然農機具を自分が身銭をはたいて買って、よし今後兼業農家でも俺は米作り続けるぞ、

そういうふうになるかといったら、これはなかなか難しいと思います。

ですから、こういう実態の問題と、それから町における実態には少しの乖離はあると思いますけれども、しかしそこをよく見ながら対応していくことが必要だと思いますので、私は担い手を支えるための方向性については今後もぜひ進めてもらいたいと思いますけれども、兼業農家に対しても。私もつくっていますよ。7反歩ほどつくっています。トラクターがなければ仕事できません。田植機がなければできません。しかし、これを全部頼んだときに収益として上がるお金は幾らかといったら、これはそこに自分のお金を足さなければならぬという状況が生まれてくるんです。収益がゼロになってしまうんです。

ですから、そういうことを続けながら土地を守ることが現実問題としてできるかといったら、次の世代はなかなか難しいと私思いますよ。ですから、その辺の現実的なところでの対応についてしっかりと取り組んでいただきたい。いや、取り組んでいるということも認めながら、そのの部分にも力を入れてほしいということをあえてこの場で述べておきたいと思います。

この問題の最後になります。

これ、この問題は何度も私言っていますけれども、古殿町が何ぼ頑張ってもどうにもならない点があります。これは国の施策によって猫の目行政、農政でぐるぐる変わっていく中では対応し切れないという状況があります。ですから、その点でいわゆる一番下の市町村のところから県に対して、県が国に対して一定のいわゆる要望をしていかなければならない、これはしていることは分かっておりますけれども、実態はその方向性として国の方向は進んでおりません。ですから、ここを何としてもやっぱり何度でも何度でも繰り返し地方の実態を説明しながら要望をしていただきたい。

先ほど町長もそういうことはやっているということを知りました。ぜひそれを継続して、よりその実態に合った農業の方向性が定まるようにご努力をお願いすることを述べておきたいと思います。これで第2問は終わります。

次に、第3問に移ります。

公共工事の不正事件ということで、先ほど来、同僚議員の2人が細かな質問をしましたので、私はその意味での細かな質問をするような考えはありません。全体論としてこれがどういうことだったのかについて再質問をしたいと思います。

私は長としての認識、これは古殿町をあくまで長としての認識、そして石川管内という管内の町村会長としての見解、これはお聞きしました。いわゆる両方とも残念なことということで町長から答弁がありましたけれども、もう少しでは聞きますけれども、これ自治体の長としては自分がいわゆる長として行っている古殿町という状況の中で起きている公共事業の問題、それから管内全体の中で起きてきている公共事業の問題という区別がありますけれども、ここで私は自治体の長としての認識は残念なこと、それは先ほど来の質問にもありますように、古殿町にはこういう実態がないということからすれば、起きてしまったことを捉えて残念なことはあると思います。しかし、石川管内の町村会長として見解、何かこれ違った形で、残念だということ以外には何かありますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） 残念なこと以外にはありません。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 残念なこと以外にはない、それは現実問題として細かいことを言い始めたら切りがないような状況があると思いますので、言葉として町長が選ぶのはその言葉なのかなというふうに私も理解できないわけではありません。

しかし、この問題の根深いところは同じような実態の中で公共事業、実態というのは発注する、入札に参加する、取るという実態ですよ。その実態の中で動いているから、いつ、いかなるとき、どういうときでも同じような状況が発生し得る背景はあるということなんです。ですからその観点からして、町村会長としてやっぱり持つべき見解はその事態をどう見るのか、そのことによって起きた事象は何なのか、その中で各町村長が取るべき態度はどういうものだと思うのか具体的ではなくてもその辺のところの見解をお聞きしたかったわけです。このことについては2回聞きましたので、もう一度聞くことはしません。

そこで、なぜこのような事態が起きたのかということが分からない、分からないという言葉ではなくて、これは石川町における不正事件の中身は長が知り得た情報を業者に流すということで起こったんですよ。分からないことではないんです。もうこれは解明されているんです、なぜそれが起こったのか。私はこの中で使っていない言葉一つだけあります。今の質問の中でも一切言っておりません。その言葉を申し上げますと、官製談合という言葉です。それは古殿町には当てはまらないというふうに私も信じておりますから、その言葉を一切私は今の段階以外には使ってはおりません。しかし、この状況の中で起こった入札の妨害に関する問題は、もしかしたらという観点のことは私も考えている状況がたまたまあります。

そこでお聞きをします。私は監査の報告のときに、報告の中での入札に関して95%を超え100%以外の工事は何件あるか、その中で一番の率は何%かということをお聞きしました。このことは監査に聞いたということですが、町としてはこの監査の報告による95%を超え100%には行っていない工事についてはどう捉えていますか。

○議長（緑川栄一君） 町長、岡部光徳君。

○町長（岡部光徳君） まず、もう聞かないと言ったものに答えることではないとは思いますが、私も就任してこの類似する案件で2度目です。最初のときには岡部議員はまだ就任されていなかったと記憶しておりますけれども、そういう中でも私自身も同じ目線で問われました。だからそういった経験の中においてこうしたシンプルな答えにはなっていますけれども、やはりそれに対して自分自身がその危機感、危機意識を持っていていいものではなくて、私は持っています。ですから、それなりに今までの対応も含めてしっかりとした対応、今後においてもそうした対応をしていかなくてはならないというふうな危機意識含めた自覚をしているつもりであります。

そういう中で、実際この案件の中で今、議員ご指摘のようなことを踏まえたときにどうなのかというふうなことに對しては、やっぱり何ていったらいいのか、自分自身がシンプルに言えば駄目なものは駄目なんだ、やってはいけないことはやるばかいねべというふうなことが一つの基本にあるというふうに思います。ただ人だから間違ったり何かしたときもあると思います。それはその度合いといいますか、そういったものに当てはめた中でそのそれなりの評価とかというふうなものになると思います。だからそのところはしっかりと自分自身が自覚をして今後も努めていきたいというふうに思っています。

○議長（緑川栄一君） 7番、岡部淳一君。

○7番（岡部淳一君） 私が聞きたかったのはそのことなんです。それは町長の自覚です。要するに町長としてやってはいけないこと、やってしまったことに対しての自分の考え方はどうなのかということは絶対やっては駄目なんだということを、どう捉えていくかということを私はこの中で質問したつもりなんです。ですから、あえてそこに言及してくれたのでぜひともその姿勢を持って進めていってもらいたいのが地方自治古殿町という状況の中だと思います。

これまで私議員に就任してから100%という落札率のときあったんですよ。それでそのことによって、これは私が議員になりたてのことですから、そのときに何で悪いんだと、100%が、とこういう議論が交わされたことがあったんですよ。

だからそういうことを踏まえながら私はこの問題を見ております。ですから、今後はこういう問題にならないような努力を町長にも町役場にも求めて私の質問を終わります。

以上です。

○議長（緑川栄一君） これで岡部淳一君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（緑川栄一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時01分